

# 第5次岩手県子どもの読書活動推進計画

令和6年3月

岩手県教育委員会



## 目次

### 序

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2

## I 総論

### 第1章 子どもの読書活動の意義と国及び本県の現状

1 子どもの読書活動の意義	3
2 国の子どもの読書活動推進への取組	3
3 本県の子どもの読書活動推進への取組	6
4 本県の現状	6
5 本県における取組の成果と課題	7

### 第2章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方

1 家庭・地域・学校及び関係機関の連携協力	9
2 多様な子どもの読書活動を支える人材育成	9
3 子どもの読書推進における普及啓発	9
4 発達段階に応じた読書環境の整備	9
5 子どもの読書への関心を高める取組の推進	10

## II 各論

### 第1章 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進	13
2 地域における読書活動の推進	15
3 学校等における読書活動の推進	16

### 第2章 読書活動推進のための施設・設備・図書館資料等の諸条件の整備・充実

1 公立図書館の整備・充実	20
2 学校図書館の整備・充実	22

### 第3章 関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実

1 関係機関等との連携協力	25
2 推進体制の整備・充実	26
3 連携協力による子どもの読書活動の普及啓発	27

計画の進行状況を示す「指標」及び「目標値」	29
-----------------------	----

**【資料編】**

1	第5次計画本文中における関係データ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	子どもの読書推進において参考となる調査データ等・・・・・・・・	12
3	国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」概要・・・・・・・・	14

## 序

### 1 計画策定の趣旨

国は、子どもの読書活動の取組を推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「読書法」）を公布・施行し、翌年8月には第一次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」）を策定しました。その後、平成20年3月策定の第二次基本計画、平成25年5月策定の第三次基本計画、平成30年4月策定の第四次基本計画を経て、これまでの計画推進の成果と課題を明らかにするとともに、それらを踏まえた新しい計画（第五次基本計画）を令和5年3月に策定しました。

本県においても、平成16年3月に「岩手県子どもの読書活動推進計画」（以下「推進計画」）を策定し、以降5年を目途に策定を行ってきました。平成31年3月には第4次推進計画を策定し「子どもが本に親しむ環境づくり」「家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進」「子どもの読書への関心を高める取組の推進」の3つの基本的な考え方のもと、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。その結果、家庭、地域、学校、公立図書館等のそれぞれにおいて子どもの読書活動の充実が図られてきたところであり、不読者（1か月に1冊も本を読まない子ども）の減少及び月あたりの読書冊数の増加等がその成果として表れています。

一方で、年齢が上がるにつれ読書者（1か月に1冊以上本を読んだ子ども）の割合が減少する等の課題が残されているとともに、近年のICT（情報通信技術）の発展、子どものライフスタイルの多様化、多忙化等により、読書をする時間がさらに減少することも懸念されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、子どもを取り巻く生活環境は大きく変化しました。学校では臨時休業や「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策が実施され、多くの活動が制限を受けました。本県の学校も例外ではなく、学校図書館等へのアクセスも制限され、読書活動にも大きな影響を与えたものと考えられます。

読書活動は、子どもたちが多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感し、素直に感動できる豊かな情操を育むなど豊かな心の育成にとって重要な活動です。本計画は「子どもの読書活動の推進」という共通の目的に向けたそれぞれの立場における取組について改めて整理し、総合的な推進を図ろうとするものです。

### 2 計画の性格

- (1) 本計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」や「岩手県教育振興計画」の理念を踏まえ、本県の子どもたち（乳幼児・児童・生徒等、概ね18歳までを目途とする）が読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるための総合的な施策の方向性を明らかにするためのものです。
- (2) 本計画は、読書法に基づき、国の第五次基本計画及び本県におけるこれまでの推進計画の成果と課題を踏まえて策定するものであり、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進に当たっての県の方針を定めたものです。
- (3) 県民の皆さんには、この計画の示す方針等についての理解と協力を期待するとともに子どもの読書活動を推進するための多様な取組に対し積極的な参画を期待するものです。また、市町村及び市町村教育委員会に対しては、県との連携協力を図りながら、一体的な施策の推進を期待するものです。

### 3 計画の期間

令和6年度を初年度とし、当面は、概ね令和10年度までの5か年計画とします。ただし、国の計画の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

### 4 計画の構成

#### (1) 総論

第1章では、子どもの読書活動の意義や国の第四次基本計画の成果と課題、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化等を整理するとともに、国の第五次基本計画の内容及び本県の現状と課題について明らかにするものです。またそれらを踏まえ、第2章では本県の子どもの読書活動の推進における基本的な考え方を述べました。

#### (2) 各論

総論の基本的な考え方を受け、子どもの読書活動推進に向けた家庭、地域、学校等における取組状況やこれからの方向性をまとめるとともに、そのための条件整備等について述べました。

## I 総論

### 第1章 子どもの読書活動の意義と国及び本県の現状

#### 1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないもの」(読書法)であり、今までに出会わなかった様々な新しい世界とめぐり会うことにより、新たな自分をかたちづくる営みといえます。

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動は不可欠です。

子どもたちは読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができます。また、心に残る名作などの文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める姿勢が培われます。

子どもの頃のそうした楽しい体験は、生涯にわたる学習意欲等につながるとともに、その体験を未来に共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されていることから、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、家庭、地域、学校等が連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

#### 2 国の子どもの読書活動推進への取組

##### (1) 第四次基本計画期間における子どもの読書を取り巻く現状と課題

平成30年4月に第四次基本計画が閣議決定されました。この計画においては、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、「①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成すること」、「②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高めること」が、主な推進方策として挙げられていました。

この基本計画期間における子どもの読書を取り巻く現状は以下のとおりです。

- ア 図書館数が過去最高(平成30年3,360館、令和3年3,400館)
- イ 児童室を設置している図書館が増加(平成27年2,119館、平成30年2,176館)
- ウ 読み聞かせボランティア登録制度を設けている図書館が増加(平成27年2,316館、令和3年2,386館)
- エ 図書館でのオンライン閲覧目録の導入率が増加(平成27年:88.8%、平成30年:90.2%)
- オ 学校司書を配置する学校等の割合が増加(平成28年:小学校58.8%、中学校58.0%、高等学校66.6%、令和2年:小学校68.8%、中学校64.1%、高等学校63.0%)

一方で、同計画期間中の課題として、子どもの不読率(一か月に1冊も本を読まない子どもの割合)について、計画で定めた進度での改善が図られておらず、また、児童用図書の貸出冊数の減少及び全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少傾向にあります。

第四次基本計画においては、子どもの不読率（平成30年度には小学生8%、中学生15%、高校生50%）を概ね5年後に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とすることを目標としていましたが、令和4年度の不読率は、小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%でした。

## (2) 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第四次基本計画期間内の5年間に、子どもの読書活動を取り巻く情勢は大きく変化しました。

### ア 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の制定

令和元年6月、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な人の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」）が公布・施行されました。また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「読書バリアフリー基本計画」）が策定されました。

### イ 教育におけるデジタル化の進展

令和元年に、令和時代のスタンダードな学校像として、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的とした「GIGAスクール構想」が打ち出されました。令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、デジタル社会の形成に向けた取組が進められています。令和4年6月7日閣議決定された、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられました。さらに、図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

### ウ 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（以下「第6次整備計画」）を策定しました。同計画は、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとしました。

## (3) 子どもの読書活動の現状

「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）によれば、小学4年生から高等学校3年生を対象とした、5月における1か月間の平均読書冊数は、読書法が制定された平成13年度と令和5年度を比較すると、小学生が6.2冊から12.6冊、中学生が2.1冊から5.5冊、高校生が1.1冊から1.9冊と、いずれの学校段階においても読書冊数は令和5年度の方が多くなっています。

一方、第四次基本計画において、不読率を小学生が2%以下、中学生が8%以下、高校生が26%以下とするという目標を掲げました。これに対し、令和4年度は、小学生が6.4%、中学生が18.6%、高校生が51.1%であり、いずれの学校段階でも、数値目標までの改善は図られていません。

新型コロナウイルスの発生を受け実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図



書館へのアクセスが一定期間制限されたことに加え、公立図書館等においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされました。こうした状況が、子どもの読書活動にも少なからず影響を与えたものと考えられます。

また、自然・文化体験や職業体験等を通じ、事前や事後に関連した図書を読んだり調べたりするという動機が生まれ、さらには読書活動の結果、更なる体験の実践につながるなど、読書は体験活動と連動する側面もありますが、コロナ禍における体験活動の機会の減少も不読率と関係しているものと考えられます。

#### (4) 国の第五次基本計画の策定

国では第四次基本計画の成果と課題を踏まえるとともに、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化に鑑み、第五次基本計画の策定に際し、社会全体で子どもの読書活動を推進していくため、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、考慮すべき内容として次に示す事項を基本方針として決めました。

##### 国の基本的方針

- ①不読率の低減
- ②多様な子どもたちの読書機会の確保
- ③デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ④子どもの視点に立った読書活動の推進

また、「基本的方針」を踏まえ、「家庭」「地域」「学校」等が中心となり、子どもの読書活動の推進に向け社会全体で取り組む必要があることから、各主体が取り組むべき推進方策が示されました。以下に主な項目の概要を紹介します。(詳細は資料編 14 ページ参照)

【共通事項】(家庭・地域・学校等、それぞれの主体に共通した推進方策)

##### ア 連携協力

- ・ 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士等、関係者の連携協力
- ・ 地域における学習資源・人的資源の共有

##### イ 人材育成

- ・ 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえた研修等の見直しやオンライン化の推進

##### ウ 普及啓発

- ・ 国等による「子ども読書の日(4月23日)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- ・ 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

##### エ 発達段階に応じた取組

- ・ 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進
- ・ 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進

##### オ 子どもの読書への関心を高める取組

- ・ 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進
- ・ ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進
- ・ 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

##### 【家庭】

- ・ 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進

##### 【地域】(図書館等含む)

- ・ 多様な子どもたちの読書機会の確保
- ・ デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ・ 子ども視点に立った読書活動の推進
- ・ 図書館の設置・運営及び資料の充実
- ・ 司書等の配置の促進

#### 【学校】

- ・ 多様な子どもたちの読書機会の確保
- ・ デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ・ 子ども視点に立った読書活動の推進
- ・ 学校図書館資料の計画的整備
- ・ 司書教諭、学校司書の配置の促進

### 3 本県の子どもの読書活動推進への取組

本県においても、平成16年3月に第1次推進計画を策定しました。この計画は、読書法を踏まえ、国の第一次基本計画に基づき、本県における子どもの読書活動の推進状況等を鑑み策定したものです。

平成21年6月には、第2次推進計画を策定しました。この計画では、同年策定された「いわて県民計画」とその理念等を連動させるとともに、「ゆたかさ、つながり、ひと」のテーマに基づき、地域ぐるみの読書活動を推進しました。

平成26年6月には、それまでの取組の成果と課題に加え、東日本大震災津波により大きな被害を受けた地域の実状も踏まえ、第3次推進計画を策定しました。この計画では、引き続き「いわて県民計画」に基づいた取組を展開するとともに、「岩手県東日本大震災津波復興計画」及び「いわての復興教育」の理念とも整合を図りながら、本県の実状に沿った子どもの読書活動の充実に取り組んできました。

平成31年3月には、第3次推進計画の成果と課題を踏まえるとともに、スマートフォン等の普及やそれらを活用したSNS等のコミュニケーションツールの多様化をはじめとする急速な情報環境の変化といった背景に鑑み、第4次推進計画を策定しました。この計画では、学校の教員や公立図書館司書、地域の読書ボランティア等関係者のネットワーク形成や、子どもの発達段階や状況に応じた取組を効果的に進めるとともに、「いわて県民計画（2019～2028）」（以下「県民計画」）第1期アクションプランに基づき、社会全体で子どもたちの読書に親しむ環境の推進に取り組んできました。

### 4 本県の現状

#### (1) 家庭・地域・学校等における現状

##### ア 家庭・学校等の現状

- ・ 「『読書がとても楽しい』と感じる児童生徒の割合」（資料編【指標①】）は、小学生が40%、中学生が36%、高校生が31%（令和5年度）となりました。指標では、令和5年度までに小学生が52%、中学生が54%、高校生が56%を目標数値としていたことから、未達成となりました。一方で、読書が「どちらかというとなじみ」と回答した児童生徒を含め、読書を肯定的に捉えている割合は全ての校種で8割を超えています。
- ・ 「本県の小・中・高校生の読書者の割合」（資料編【指標②】）では、平成26年度の小学生が99%、中学生が90%、高校生が66%、令和5年度は小学生が99.4%、中学生が95.4%、高校生が79.3%

となっています。全国調査（「学校読書調査」小93.0%、中86.9%、高56.5%）と比較すると、全校種で上回っています。

- ・ 「本県の小・中・高校生の1か月の読書冊数」（資料編【指標③】）は、令和4年度と比較して令和5年度は小学生が17.1冊、中学生が4.8冊、高校生が2.2冊となりました。全国調査（小12.6冊、中5.5冊、高1.9冊）と比較すると、小学生と高校生は上回っていますが、中学生は下回りました。平成26年度からの推移を見ると、年度による多少の上下はあるものの、概ね横ばいとなっています。指標では、令和5年度までに小学生が17.2冊、中学生が5.8冊、高校生が3.2冊とすることを目標数値としていましたが、全ての校種で目標値を下回り未達成となりました。

#### イ 地域の現状

- ・ 「本県の県民一人あたりの図書貸出冊数」（資料編【指標④】）では、令和5年度は4.2冊となっており、令和3年度以降横ばいとなりました。
- ・ 「県内公立図書館等における児童図書蔵書冊数」（資料編【指標⑤】）では、令和5年度には約156万8千冊となり、平成30年度と比較して約13万2千冊増加しました。指標では、令和5年度までに約160万冊まで増加させることを目標値としていましたが未達成となりました。

### (2) 本県の公立図書館等における電子書籍資料数

国の第五次基本計画では、デジタル社会に対応した読書環境の整備が示されています。岩手県立図書館による「図書館・公民館図書室等実態調査」によれば、「県内公立図書館等における電子書籍資料数」（資料編【グラフ①】）は、平成30年度の583タイトルから令和5年度は7,097タイトルとなり、大幅に増加しています。今後、各公立図書館及び公民館図書室に電子書籍が拡充され、学校等と連携した多様な読書環境の整備・充実が期待されます。

## 5 本県における取組の成果と課題

### (1) 成果

平成16年の第1次推進計画策定時と比較すると、本県児童生徒の「1か月間の読書冊数」や「読書者の割合」が増加しています。家庭、地域、学校及び県や市町村それぞれが、子どもたちの読書活動を豊かなものにしていこうと、その意義と役割を理解し取組を進めてきました。本県の子どもたちが読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むことができる環境づくりが進んでおり、読書者の割合は全国平均値と比較しても高い水準を維持しています。また、「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合は、この項目を調査に加えた平成30年度以降の全ての年度で8割を超えており、本県の児童生徒が読書を肯定的に捉えている割合が高い水準で推移していることを表しています。

平成22年度には中高生向けのブックリスト「岩手の中高生のためのおすすめ図書100選」（以下「いわ100」）を作成（平成29年度改訂）、平成26年度には小学生向けブックリスト「いわての小学生のためのおすすめ図書100選」（以下「いわ100きつず」）を作成（令和4年度改訂）して、県内の全小学一年生及び中学一年生に毎年配布するとともに、県内小中学校及び公立図書館にも配布し、活用の促進を図りました。これにより、学校では「いわ100」や「いわ100きつず」掲載図書の特設コーナーを設置したり一斉読書等の選書の参考にしたりするなど、ブックリストを活用した取組が見られました。また、公立図書館においても、ブックリストを活用した「お薦め図書コーナー」が設置されたり各種イベントにおいて周知されたりするなど、その活用が図られています。

県内各地域においては、ボランティア団体等による読み聞かせや子どもの読書環境の整備も、組織的・継続的に進められています。ボランティア団体等による活動は、本県の子どもたちの読書環

境の充実等に大きく寄与しています。

## (2) 課題

各種調査の結果等から、学年が上がるにつれて不読率が増加傾向にあること、特に高校生が約20%程度が不読者（令和5年度時点）であることが明らかとなりました。これらのことから、乳幼児期から高校生までそれぞれの発達段階に応じた読書習慣を形成するための取組が必要です。子どもたちが読書に親しみ、読書を通じて親子の会話が増えたり、様々なジャンルの本を読むことにより多様な価値観や感情を表現する言葉を知ったりする機会を一層充実させるための取組を推進していくことが重要です。

また、子どもを取り巻く読書環境の変化等を踏まえ、デジタル社会の進展等に対応した環境整備や、「読書バリアフリー法」に関連したデジタル図書や拡大図書の拡充が求められています。加えて、学校図書館等における図書資料の整備するとともに、学校には多様な子どもたちが在籍している背景を踏まえ、一時的に、教室へ入ることが困難な子どもたちを含む全ての児童生徒にとっての居場所となるような学校図書館の機能強化も期待されています。

## 第2章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方

第1章において示した本県の現状、国の取組等を踏まえ、岩手の子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、本計画においては、以下の基本的な考え方のもと、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進、そのための条件整備と充実等に取り組みます。

### 1 家庭・地域・学校及び関係機関の連携協力

多様な子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等を含め様々な主体が連携して行う子どもの読書活動を推進するための取組を展開することが重要です。関係する主体それぞれが担うべき役割を自覚し、連携協力しながらその役割を果たしていくことが期待されます。

また、本県においては、半世紀以上も前から、独自の教育運動である「教育振興運動」を推進しています。現在は、県内の535の実践区（令和5年現在）において、地域の教育課題の解決に向けた主体的な取組が行われています。こういった全国に誇る「岩手らしい」実践を生かしながら、市町村や各主体とともに、読書活動の推進に積極的に取り組みます。

### 2 多様な子どもの読書活動を支える人材育成

急速に変化するデジタル社会に対応するため、ICTを効果的に活用するとともに、「読書バリアフリー法」や読書バリアフリー基本計画に基づき、視覚障がい者等が利用しやすい書籍や電子書籍（以下「アクセシブルな書籍や電子書籍」）等を整備するなど、多様な子どもたちの個別最適な読書環境の実現が求められています。そうしたことから、教師、保育士、学校司書、司書等子どもの読書を支える関係者に求められるスキル等も急速に変化し、複雑化しています。

また、県内の読書ボランティア等に求められている活動の場は、これまでの幼稚園、保育園、小中学校に加え、高等学校や特別支援学校、教育支援センター等にも広がっています。

これらのことから、県や市町村、図書館等の関連機関は、これまでの研修内容等を見直すとともに、多様な子どもたちが読書に親しむための環境づくりに資する人材育成を進めることが重要です。

### 3 子どもの読書推進における普及啓発

子どもは、周囲の人々の様々な働きかけや、読書をする姿等に触発されながら読書活動に取り組むことが多く見られます。子どもの自主的な読書活動の推進のためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民一人ひとりが理解と関心を深めながら、社会全体で読書活動を推進する機運を高めていくことが重要です。

### 4 発達段階に応じた読書環境の整備

読書を行っていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない傾向も考えられることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが必要です。

そのためには、読書に関する発達段階ごとの特徴を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人ひとりの発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校等において読書を楽しむ習慣を形成するための取組が進められることが重要です。また、学年が上がるにつれ不読者の割合が増加する傾向にあることから、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることも重要です。

### 【読書に関する一般的な発達の特徴】

#### ① 幼稚園、保育所等の時期（概ね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

#### ② 小学生の時期（概ね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする子どもが出てくる場合があります。

#### ③ 中学生の時期（概ね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。

#### ④ 高校生の時期（概ね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。

## 5 子どもの読書への関心を高める取組の推進

子どもにとって、心を揺り動かされた本との出会いは貴重な体験となります。しかしながら、成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書の関心度合いが低くなっている子どもも見られることから、読書への関心を高める取組を継続的に行うことが必要です。

また、学校や地域の子ども会、異年齢交流事業、老人ホーム等の福祉施設への訪問等における子ども自身による読み聞かせなど、読書活動を通じたボランティア活動を促進することも、より主体的な読書活動の推進につながります。

このような取組を通じ、子どもが「心に残る一冊の本」に出会うきっかけを作るとともに、子どもの読書への関心を高めていくことが重要です。

例えば、既に以下のような取組が各地域で行われてきており、これらを参考に、必要に応じて高校生以外も対象としつつ、県が作成したブックリストの「いわ100」及び「いわ100きつず」を活用しながら、幅広い取組が行われることが期待されます。

### 【読書への関心を高める取組の例】

#### ① 読み聞かせ

大人が子どもに絵本等を読んで聞かせることであり、乳幼児から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができます。家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等で広く行われており、子どもたちが同世代や異年齢の子どもたちへ行う場合もあります。

## ② お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動です。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができます。

## ③ ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介することです。テーマから様々なジャンルの本に触れることができます。

## ④ 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動です。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法があります。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができます。

## ⑤ 書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行います。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったか参加者の多数決で選ぶ活動です。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができます。

## ⑥ ピッチトーク

テーマを決めて、各自が読んだ本を、短く発表する取組であり、ビブリオバトルの形式を取っても良いです。

## ⑦ ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動です。この取組により、読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができます。

## ⑧ 味見読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組です。

## ⑨ ブッククラブ

同じ本をみんなで少しずつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく取組です。

## ⑩ リテラチャー・サークル

読みたい本ごとに3～5人のグループになり、何回かに分けて読み、話し合う取組です。「思い出し屋」、「イラスト屋」、「質問屋」、「だんらく屋」、「ことば屋」等、役割を分担して読む方法もあります。

## ⑪ アニマシオン

読書が好きになるよう導くための指導法です。子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうと開発・体系化され75種類の指導法があります。これらの方法を使い、読書をゲームのように楽しみながら読解力・表現力・コミュニケーション力等を育てることも期待されます。

## ⑫ 本探しゲーム

お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組であり、ゲーム感覚で楽しみながら、思いがけない本と出会うことができます。

### ⑬ 図書委員、読書リーダー等の読書推進活動

子どもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子ども向けの企画を実施する取組です。読書リーダーは「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」、「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれます。

### ⑭ 子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行ったうえで、一冊のお薦め本を決める活動です。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものです。

### ⑮ 読書新聞や読書ポスター、本の帯やPOPの作成

読後の感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式のPOPや本の帯にまとめる取組です。読書活動を表現活動へと発展させるものでもあります。作成したものを展示したり、コンテストを行ったりする例もあります。

### ⑯ 自分も書き手となる

自作の小説を書き、お互いに読み合い、工夫したところや、作品に対する思い等を伝えたり、友達の作品へ感想（ファンレター）を書いたりする等、互いに交流する取組。自分が書き手になることで、読書への機会や、作家や作品への尊敬につながります。電子化すると、一度に多くの子どもが読むことが可能になります。

### ⑰ 映画等と原作の比較

原作本を読みながら映画（ドラマ）を鑑賞する等、映像作品と比較しながら本を読む取組です。どちらが先でも、章ごとに区切っても良いです。

### ⑱ まわし読み新聞

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表します。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成となります。新聞の記事に親しみ、じっくり読むことができます。

### ⑲ 読書の記録

読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子等を手渡したり、「読書通帳機」で記録を印字できるようにしたりする取組です。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができます。読書記録のためのアプリ等は、協働的な活動を可能とする仕組みを付加すること等で、多様な子どもの関心を集められる可能性もあります。なお、読書の記録については、プライバシーの保護に十分な配慮が必要です。



## Ⅱ 各 論

### 第1章 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

#### 1 家庭における読書活動の推進

##### (1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実及び習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、結びつきを深める手段としても有効です。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に向向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣化を図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

市町村の広報や学校だより等には「読書に関する情報」が掲載されています。また、独自のアプリを活用したお薦め図書の紹介を行っている市町村の事例もあることから、それらを家庭内共通の話題とするとともに、大人が子どもに一方的に読書を「させる」のではなく、保護者も「共に取り組む」ことが重要です。

##### (2) これまでの県の主な取組

ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を岩手県生涯学習情報提供システム「まなびネットいわて」（以下、「まなびネットいわて」）に掲載するとともに各種研修会等において紹介するなどしました。

イ 市町村との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通じて、読書活動の重要性の周知啓発に努めました。

ウ 市町村や学校の協力を得ながら「岩手県子どもの読書状況調査」を実施し、実態把握及び情報提供に努めました。

エ 家族で本に親しむことの重要性について、家庭教育支援団体や市町村担当者等を対象とした研修会等において周知啓発に努めました。

##### (3) 現状と課題

ア 「1か月間で1冊以上本を読んだ本県の児童生徒の割合」（資料編【グラフ②】）は、小中学生は9割超と、依然高い水準を維持しています。また、高校生は8割に迫っています。国の第五次基本計画における基本的方針には「不読率の低減」が示されていることから、引き続き発達段階に応じた継続的な読書活動が行われることが必要です。

イ 「本を読んだ理由」（資料編【グラフ③】）では、5つの選択肢のうち「読みたい本があった」と回答した割合が全ての校種において4割を超え最も多い回答となりました。このことから、引き続き子どもが読みたい本に出合える環境づくりを推進することが重要です。

ウ 家庭教育や子育て支援のための講座や研修会、児童生徒へのブックリストの配布等を通じて、家庭に対する読書推進の周知啓発を行ってきましたが、家庭での読書活動を活発にするためには、

保護者の理解促進を図る取組の継続とさらなる充実が求められます。

#### (4) 家庭に期待される取組

- ア 家庭内に子どもが本を身近に感じる環境を作るとともに、家族が一斉に読書をする時間を設け、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせを行ったりする「家読（うちどく）」の積極的な取組を期待します。その際、テレビやスマートフォン、インターネット等を一時的に使用しないとといった、ノーメディアデー等の取組と併せて実施することも効果的です。
- イ 公立図書館を家族で利用する機会を持つことなど、子どもの発達段階に応じた継続的な取組を期待します。
- ウ 家族で読書を通じて感じたことや考えたことを話し合ったりお互いが読んでいる本を紹介し合ったりすること、地域で行われている読書活動への参加を促す声掛けを期待します。
- エ 「教育振興運動」や地域学校協働活動における読書推進の取組への積極的な参画を期待します。
- オ 点字図書や拡大図書、音訳図書やデージー図書（視覚障がい者のために国際標準規格でデジタル録音された図書）など、読書には多様な読書の形態があることから、家庭においては公立図書館等を通じ必要に応じてアクセシブルな書籍や電子書籍について触れる機会を設け、その活用方法や利用について理解を深めることを期待します。

#### (5) 県の取組の方向性

- ア 市町村との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通じて、読書活動の重要性の周知啓発に継続して努めます。
- ・ 家庭教育や子育て支援に関する研修機会等における読書に関する周知啓発
  - ・ 公立図書館を活用した好事例の紹介や発達段階に応じた本の紹介
  - ・ 「いわ100」や「いわ100きつず」の家庭における活用例等の情報収集及び紹介
- イ 「岩手県子どもの読書状況調査」の実施により、読書者の「本を読む理由」や「本を読む時間帯」等、子どもの読書状況の詳細を把握するとともに、引き続き関係者等への情報提供に努めます。
- ウ 「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）、「岩手の読書週間」（2月1日～14日）の機会を捉えたり、「教育振興運動」や地域学校協働活動の取組を通じて、より積極的な読書活動推進に努めます。
- ・ 子育て支援団体や青少年健全育成団体等の関係機関・団体との連携による周知啓発
- エ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもたちによる読書を通じたボランティア活動の先進的事例等の情報提供に努めます。
- オ アクセシブルな書籍や電子書籍の活用に資する保護者向けの情報提供（「まなびネットいわて」、すこやかメールマガジン等）に努めます。

#### (6) 市町村に期待される取組

- ア 乳幼児と保護者に絵本を手渡す「ブックスタート」を活用した読書の大切さを伝える取組の継続・拡充
- イ 読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料の提供、家庭教育学級等における子どもの読書活動の重要性についての学習機会の提供
- ウ 保護者自身の読書習慣形成を図る取組や読書活動への積極的な参画を促進する取組の実施

- エ 市町村立図書館等における図書館資料の充実と読み聞かせ会等を通じた魅力あるサービスの提供
- オ 「教育振興運動」や地域学校協働活動による読書活動や、保健福祉部局及びボランティア団体等との連携協力による「ブックスタート」及び類似事業の積極的な推進
- カ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、自ら読書に関する理解を深める取組や子どもの読書への関心を高める取組、子どもたちによる読書を通じたボランティア活動の情報や機会の提供
- キ 公立図書館等や地域の民間団体との連携による読書機会の提供
- ク 公立図書館を活用したアクセシブルな書籍や電子書籍に係る保護者向け情報提供

## 2 地域における読書活動の推進

### (1) 地域の役割

ボランティア団体やNPO法人等の民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、読み聞かせ会や人形劇等の公演、地域文庫の開設など、子どもが本に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動の推進に貢献しています。

今後は、図書館や公民館、学校、児童館、放課後子供教室及び地域の民間団体が相互に連携を図り、多様な子どもたちの読書機会の充実を図るとともに、生涯学習につながる読書に関する意識を醸成していくことが期待されます。

「教育振興運動」においては、現在、小・中学校区や公民館、自治会などを単位とする535の実践区（令和5年現在）があり、それぞれの実践区では、地域の読書環境や子どもたちの読書活動の状況を踏まえた取組も行われています。地域学校協働活動の一つとして取り組まれている読み聞かせや図書館の環境整備、本の修理・修繕等も含め、さらなる継続と充実を期待します。

### (2) これまでの県の主な取組

ア 各教育事務所管内において、「子どもの読書活動推進会議」及び「読書ボランティア研修会」等を実施して、読書推進に係る関係者のネットワーク形成や、読書ボランティア関係者のスキルアップ向上を支援し、域内の読書活動推進体制の整備に努めました。

イ ボランティア団体等の活動状況について把握するとともに、「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」への推薦を通じて、県内の読書活動の好事例を広く周知しました。

- ・ 「読書グループ等活動一覧」の作成
- ・ 表彰制度を活用した県内好事例の周知

### (3) 現状と課題

ア 令和3年度の「公立図書館に登録している本県のボランティア団体数」（資料編【図①】）は、219団体、活動人数は1,976名（平成27年度は202団体、1,841名）となっており、県内各地で学校や図書館等との連携による充実した活動が行われています。（資料編「公立図書館に登録している本県のボランティア団体の主な活動」【グラフ④】）引き続き推進体制の整備に努めるとともに、障がいのある子どもなど多様な子どもたちの読書機会の充実に向けた研修を一層充実させていくことが重要です。

イ 地域における読書推進の核となっているボランティアの養成やスキルアップ、ネットワーク形成を一層進めるためにも、関係機関の連携が必要です。

ウ 県内の公立図書館等においては、読書週間に合わせた各種イベントの開催や、手づくり絵本・紙芝居作品及び読書推進標語の募集と顕彰など、県民の読書意欲の高揚と読書普及の推進に資する取組が展開されています。

#### (4) 地域に期待される取組

ア 「教育振興運動」や地域学校協働活動の取組により、子どもの発達段階に応じた本との豊かな出会いが多様に創り出されることを期待します。

イ 親子対象の読み聞かせ会等を通じて、多くの保護者に読書の大切さや意義を広く普及啓発するとともに、家庭や学校等とのさらなる連携を期待します。

ウ 活字本、電子書籍、各種情報メディア、それぞれの有用性と、読書環境に与える影響等について検討し、読書の価値を再認識するとともに、家庭、地域、学校等の連携協力による取組が推進されることを期待します。

エ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組が、地域において実施されることを期待します。

オ 子ども自身による読み聞かせ等の活動や、地域に伝わる昔話の紙芝居づくり等、読書に関するボランティア活動への参画を期待します。

カ 中高生が公立図書館等と連携し、お薦め図書の紹介やイベント等を行うことにより、地域との協働が促進されるとともに、子どもたちの読書に対する興味関心が高まることを期待します。

#### (5) 県の取組の方向性

ア 地域の実態に応じたボランティアの養成や資質向上、ネットワーク形成を図る研修会を実施します。

イ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や子どもによる読書を通じたボランティア活動に関する先進的事例等の情報提供に努めます。

ウ 地域ボランティア等に対するアクセシブルな書籍や電子書籍の利活用に係る情報提供に努めます。

#### (6) 市町村に期待される取組

ア 市町村立図書館における児童サービスの充実

- ・ 子どもの意見を取り入れた魅力ある児童図書の配架
- ・ 子どもが参加・参画できるようなイベントの開催
- ・ 子どもが楽しく有意義に図書館を利用できるような環境づくり

イ 地域のボランティア団体等への支援

- ・ ボランティア団体等の把握と学校等との連携促進

ウ 「教育振興運動」や地域学校協働活動における読書活動推進の奨励と支援

エ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもによる読書を通じたボランティア活動に関する情報や機会の提供

### 3 学校等における読書活動の推進

#### (1) 学校等の役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえ

のない大きな役割を担っています。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されています。また、現行の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領において、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的自発的な読書活動を充実すること、地域の図書館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること等の読書に関する事項が示されています。

こうした内容を踏まえ、学校においては、学校図書館の役割が最大限発揮できるように、児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えられるよう努める必要があります。また、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努める必要があります。

幼稚園、保育園、認定こども園等においては、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが重要です。また、幼稚園、保育所等で行っている未就学児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められています。

## (2) これまでの県の主な取組

ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を「まなびネットいわて」へ掲載するとともに、各種研修会等において紹介しました。

イ 市町村や学校の協力を得ながら「岩手県子どもの読書状況調査」を実施し、児童生徒の「1か月の読書冊数」や「読書に対する意識」等、実態把握に努めました。

ウ 司書教諭や学校図書館担当者等を対象とした図書館運営の情報共有やネットワーク形成に資する研修機会等の充実を図りました。

エ 「いわ100」「いわ100きつず」を活用した取組の好事例を収集し「まなびネットいわて」へ掲載するとともに、各種研修会等において紹介しました。

## (3) 現状と課題

ア 「本県の小・中・高等学校における全校一斉読書の実施状況」（資料編【グラフ⑤】）は、週1回以上実施している小中学校の割合は8割を超えています。

イ 「本県の公立小・中・高等学校におけるボランティアの活用状況」（資料編【グラフ⑥】）では、令和2年度は小学校が84.2%、高等学校が1.6%となり、平成28年度と比較（小87.0%、高1.6%）して概ね横ばいとなっています。中学校では令和2年度が39.6%となり、平成28年度の31.5%から増加しています。

## (4) 学校等に期待される取組

ア 各学校段階において、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書機会の拡充や図書の紹介及びデジタル資料等による様々な図書に触れる機会の確保が重要です。（全校一斉の読書活動、推薦図書コーナーの設置、教科関連図書の教室への配架等）

イ 学校図書館の機能を計画的に利活用した各教科における「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に生かすことが求められています。

- ウ 児童生徒の自発的な読書活動や学校図書館の活用を促すための児童生徒の意見聴取機会の確保及び意見の反映を期待します。
- エ 図書委員等の子どもが学校図書館の運営に主体的に関わり、学校図書館便りの作成等、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことが重要です。
- オ 子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる、読書会、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等により「心に残る一冊の本」と出会うきっかけになる取組を期待します。
- カ 多くの保護者に対して読書の大切さや意義について啓発を行うとともに、地域学校協働活動の推進によりボランティア等の協力を得るなど、家庭や地域と広く連携して読書活動を推進することが大切です。
- キ 「読書バリアフリー法」の趣旨を踏まえ、点字図書や音声図書、拡大図書等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた様々な図書館資料の整備が図られるとともに、公立図書館の利活用や地域の読書ボランティア団体等との連携による読み聞かせ会の実施など、多様な子どもたちが読書に親しむ環境づくりを推進することが重要です。
- ク 別室登校や特別な配慮を必要としている児童生徒を含めた全ての児童生徒にとって安全・安心な居場所として、学校図書館等の活用が求められています。

#### (5) 県の取組の方向性

- ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を「まなびネットいわて」に掲載するとともに各種研修会等において周知を図ります。
- イ 司書教諭や学校図書館担当者等を対象とした研修会を実施し、図書館運営の充実やネットワーク形成の促進を図ります。
- ウ 学校司書や読書ボランティア、学校図書館支援員等の資質向上や地域の人材育成を図る研修会を実施します。
- エ 多様な子どもたちの読書機会の充実を図ることが重要であることから、各種研修会の実施に当たっては、障がいの理解や障がいのある子どもたちへの読み聞かせ等の実践事例を紹介するなど「読書バリアフリー法」を踏まえた内容となるよう努めます。
- オ 全校一斉の読書活動等、学校において子どもが様々な図書に触れる機会を確保する取組を促します。
- カ 学校とボランティア、公立図書館等のネットワークを整備充実させ、学校等における読書活動推進を支援します。
- ・ 各教育事務所を中心とした広域的推進体制の整備
  - ・ 学校図書館担当者やボランティア団体等との情報交換の機会の提供
  - ・ ボランティア団体等による特別支援学校における読み聞かせ活動等の促進
  - ・ 選書に関する支援や情報提供及び県立図書館による団体貸出
- キ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等、子どもの読書への関心を高める取組や児童生徒による読書を通じたボランティア活動に関する先進的事例等の情報提供に努めます。

#### (6) 市町村に期待される取組

- ア 地域や学校等の実状に応じた特色ある活動や取組に関する支援及び司書教諭の資質向上を図るための取組
- イ 学校司書の配置の拡充による読書活動の充実
- ウ 市町村立図書館等による定期配本や移動図書館等、学校等に対する継続的な支援

- エ 幼稚園や保育園、学校等とボランティア団体等のコーディネート
- オ 公立図書館や民間団体等と連携した子どもの読書への関心を高める取組や、児童生徒による読書を通じたボランティア活動に関する情報や機会の提供（下学年への読み聞かせ、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等）

## 第2章 読書活動推進のための施設・設備・図書館資料等の諸条件の整備・充実

### 1 公立図書館の整備・充実

#### (1) 公立図書館等の役割

子どもにとっての図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり子どもの読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所です。

図書館は、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営の望ましい基準」等に基づき、地域における子どもの読書活動の推進に努め、家庭、地域、学校及び地域の民間団体等と一層の連携を図りながら取組を推進していくことが重要です。

また、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話し会（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められています。

図書館は、多様な利用者の来館を想定することが重要です。「読書バリアフリー法」の基本理念のもと、アクセシブルな書籍及び電子書籍の充実を図るとともに、図書館の利用やサービスについて障がい者団体や障がいのある子どもの保護者等の意見を反映させることが求められています。また、本に触れること以外にも、図書館が子どもたちにとっての居心地の良い「居場所」としての必要性も高まっています。

一方、公立図書館が未設置の町村においては、公民館図書室等が図書館に準じた機能を果たしていることが多く、読書活動の推進に欠かせない役割を担っています。このような公民館図書室等においては、公民館事業等として本に親しむための様々なプログラムを実施するほか、近隣市町村の公立図書館及び県立図書館等と連携した読書環境の充実に努めるなど、地域全体の読書活動の推進役を担うことが期待されます。

#### (2) これまでの県の主な取組

ア 県立図書館児童室の蔵書等の充実を図りました。

イ 県民がどこの図書館においても相応の図書館サービスを受けることができるようにするため、県立図書館が県内の市町村立図書館を支援してきました。

- ・ 県内公立図書館相互における長期の貸出（協力貸出・相互貸借）の実施

ウ 市町村立図書館司書等の資質向上を図るため、研修機会を提供しました。

エ 県立図書館内に震災・防災の学び合いスペース「I-ルーム」を開設しました。

#### (3) 現状と課題

ア 「県内市町村立図書館の設置率」（資料編【グラフ⑦】）では、県内33市町村のうち公立図書館が設置されている割合は、平成25年に78.8%（26市町村）となって以降、変化は見られません。

イ 「県内公立図書館等における職員数（非常勤職員・臨時職員を含む）」（資料編【グラフ⑧】）は、平成25年の517人から令和5年は562人と増加傾向にあります。

ウ 「県内公立図書館等における司書等有資格者職員（委託先・指定管理者職員を含まない）の割合」（資料編【グラフ⑨】）は、平成25年度の30.7%から令和5年度に29.4%となり、概ね30%前後で推移しています。



- エ 「県内公立図書館等における児童図書蔵書冊数」(資料編【グラフ⑩】)は、県内の公立図書館における児童書の冊数が平成30年度の143万5千冊から、令和5年度には156万7千冊となり、約13万2千冊増加しました。県及び市町村において、読書活動推進に係る図書整備が進んでいます。
- オ 子どもの読書環境をより充実させるため、図書館相互のほか、学校や民間団体等多様な主体との相互の連携協力が重要です。
- カ 学校図書館担当者や公立図書館司書等の研修会の開催により職員の資質の向上を図っています。さらに、職員対象の研修機会において、多様な子どもたちへの対応や障がいのある子どもたちへの対応等、現代的な課題への対応に資する内容を実施することが必要です。

#### (4) 県の取組の方向性

- ア 県立図書館児童室における蔵書等の充実に努めます。
- イ 県立図書館における障がいのある子どもに対するサービスの周知及び拡充を促進します。
- ウ 国庫委託事業等、各種助成事業等の情報提供に努めます。
- エ 県立図書館が中心となり、市町村立図書館職員の資質向上を図るための研修機会の提供や、県と市町村の図書館等のネットワーク強化を図ります。
- オ 県立図書館のセット貸出等による学校図書館支援に取り組みます。
- カ 県立図書館の震災と防災学び合いスペース「I-ルーム」を利用した児童・生徒の探究的学びの支援に取り組みます。
- キ ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもによる読書を通じたボランティア活動に関する先進的事例等、特色ある活動を行っている図書館や学校、地域に関する情報提供に努めます。
- ク 「読書バリアフリー法」の基本理念や「岩手県障がい者計画」における「読書バリアフリー環境の整備」の内容を踏まえ、アクセシブルな図書の拡充等、多様な子どもたちが読書に親しむ環境づくりを推進します。

#### (5) 市町村に期待される取組

読書活動に関する多様な住民のニーズを的確に把握し、その実現に向けた取組を推進することが期待されます。

- ア 図書館資料の整備・充実
- イ 移動図書館車による児童サービスの充実
- ウ 図書館未設置町村の図書館整備の取組や公民館図書室等の施設・設備の充実
- エ 障がいのある子どもに対するサービスの充実
- ・ 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等
  - ・ 障がいのある子どもやその保護者の声、障がい者団体等からの意見を反映させた図書館の環境整備
- オ 図書館司書の配置促進や研修機会の充実
- カ 子ども向けの読書に関する積極的な情報提供や魅力ある児童図書の配架など、子どもが図書館へ足を運ぶきっかけとなるような環境づくり
- ・ 社会教育施設や民間団体と連携した地域の子どもの親しみやすい分野のイベント(季節イベント、絵画、工作、書道、ゲーム等)の実施

- キ 学校や地域のボランティア団体等に対する専門的な視点からの活動支援とネットワーク形成
- ク ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもによる読書を通じたボランティア活動に関する情報や機会の提供
- ケ 多様な子どもたちの特性や状況等を踏まえた活動内容及びきめ細やかなサービスの提供

## 2 学校図書館の整備・充実

### (1) 学校図書館の役割

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」の機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善にも効果的に生かすことが期待されており、各教科等の習得、活用、探究の過程の中で、図書館等の豊富な資料や情報が有益です。また、教師と学校司書等が連携し、学習課題に対応した図書の実践や図書館等を利用した効果的・効率的な情報収集の方法について積極的に発信することは、読書活動の推進への効果も期待されます。

さらに、子どもの読書活動の推進のみならず、多様な背景を持つ子どもの状況を踏まえ、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、別室登校や特別な配慮が必要な児童生徒を含む全ての児童生徒にとっての安全・安心な居場所づくりを進めることが重要です。そのためには、地域住民等の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時まで開館に努めることが必要です。また、登校日等の土曜日や長期休業中等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効です。

公立義務教育諸学校（特別支援学校小学部、中学部含む）における学校図書館図書標準の達成や図書の選定・廃棄基準の策定など、学校図書館の蔵書の更新等が必要であることや、デジタル社会に対応した学校図書館の読書環境の整備が求められています。

子どもの視点に立ち、子どもの意見聴取の機会を確保するとともに、学校図書館の運営等に反映させることも重要です。

### (2) これまでの県の主な取組

- ア 学校図書館図書標準に基づく図書標準達成校の割合の増加に取り組んできました。
- イ 「学校図書館の現状に関する調査」の結果に基づき、各校の現状を把握するとともに、司書教諭の資格取得及び学校司書の配置拡充への周知啓発に努めました。
- ウ 県立学校の蔵書のデータベース化を進めました。
- エ 各教育事務所単位で「中・高等学校図書館担当者等研修会」を実施し、中学校及び高等学校の学校図書館担当者に加え地域の読書活動団体関係者にも参加を呼びかけ、相互のネットワーク構築や図書館運営等に関する担当者のスキルアップに努めました。

### (3) 現状と課題

ア 「本県の公立小・中学校における学校図書館図書標準達成校の割合」（資料編【グラフ⑩】）では、平成28年度は、小学校が63.0%、中学校が56.8%となりましたが、令和2年度は、小学校が66.1%、中学校が53.7%となりました。全国と比べ約5～8%低い状況にあります。

また、「本県の公立小・中学校における学校図書館図書標準75%達成校の割合」(資料編【グラフ⑫】)では、令和2年度は小学校が93.3%、中学校が81.9%となっています。

イ 文部科学省においては、令和4年度から令和8年度までを期間とする第6次整備計画が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館について、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的として、地方財政措置が講じられています。学校図書館の蔵書冊数の差による子どもの読書環境や情報取得、調べ学習等への影響が出ないように、学校図書資料等の整備に一層努める必要があります。

ウ 「司書教諭が置かれている本県の公立小・中・高等学校の割合」(資料編【グラフ⑬】)では、学校図書館法に準じて、12学級以上の全ての小・中・高等学校に司書教諭有資格者を配置しています。11学級以下の全ての学校にも、司書教諭を順次配置できるよう、有資格者の育成に努めていく必要があります。また、学校図書館の運営・活用を担う専任司書教諭の配置や、兼任であっても学校図書館経営に十分に携わることができるよう負担軽減が求められているところです。

エ 「学校司書が置かれている本県の公立小・中・高等学校の割合」(資料編【グラフ⑭】)では、小学校が31.3%、中学校が24.8%、高等学校が18.8%となっており、全国平均値と比較しても低い水準にあります。

令和2年度：全国平均値（小学校）	「学校司書」を配置している公立学校	69.1%
全国平均値（中学校）	「学校司書」を配置している公立学校	65.9%
全国平均値（高等学校）	「学校司書」を配置している公立学校	66.4%

オ 「蔵書をデータベース化している本県の公立小・中・高等学校の割合」(資料編【グラフ⑮】)では、令和2年度は小学校が69.0%、中学校が59.1%、高等学校が93.8%となっています。一方、全国平均では小学校が80.5%、中学校が79.3%、高等学校が92.2%となっています。デジタル社会に対応した図書館環境の整備等が求められていることから、今後も引き続き蔵書のデータベース化を促進していく必要があります。

#### (4) 県の取組の方向性

ア 学校図書館図書標準に基づく図書標準達成校の増加を促進します。

イ 司書教諭の配置の拡充による学校図書館機能の充実及び研修や事例共有による公立図書館との連携に努めます。

ウ 各学校における図書の選定・廃棄基準の策定を促進します。

エ 学校図書館における蔵書のデータベース化を促進します。

オ 学校図書館における、多様な子どもたちにとっての安全・安心な居心地の良い居場所づくりを推進します。

カ 学校図書館への新聞配備の充実を図り、NIE (Newspaper in Education : 学校などで新聞を教材として活用すること) の取組を推進します。

キ 学校とボランティア、公立図書館等のネットワークの強化により、学校等における読書活動推進を支援します。

- ・ 各教育事務所を中心とした広域的支援体制の強化
- ・ 学校司書や読書ボランティア、学校図書館支援員等の資質向上や地域の人材育成を図る研修会の実施

ク お薦め本の館内掲示やポップによる資料紹介等、地域の書店や民間団体等との連携事例、子どもの主体的な図書委員会活動等に関する情報提供に努めます。

- ケ 点字図書や拡大図書をはじめとしたアクセシブルな書籍・電子書籍の拡充を図るなど、児童生徒の実態に応じた図書資料の整備を促進します。
- コ 学校図書館における全ての子どもたちにとっての安全・安心な居心地の良い居場所づくりに努めます。

#### (5) 市町村に期待される取組

- ア 学校図書館資料の計画的な整備による学校図書館図書標準達成校の増加
- イ 図書の選定・廃棄基準の策定の促進
- ウ 司書教諭有資格者の配置拡充の検討
- エ 学校司書の配置の拡充による読書活動の充実
- オ 市町村立学校の蔵書のデータベース化の促進
- カ 学校図書館への新聞配備拡充とNIE（Newspaper in Education：学校などで新聞を教材として活用すること）の取組の推進
- キ 公立図書館の資料やサービスの積極的な活用
- ク 市町村内または教育事務所管内での連携協力の奨励
- ケ 学校図書館の環境整備等における地域ボランティアの活用の推進及びコーディネート
- コ 地域との連携による学校図書館の開放時間等の拡充
- サ 多様な主体と連携した取組の推進による地域の読書活動の充実
- シ お薦め本の館内掲示やポップによる資料紹介等、子どもの主体的な活動等に関する情報や機会の提供
- ス 全ての子どもたちにとっての安全・安心な居心地の良い居場所づくり

### 第3章 関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実

#### 1 関係機関等との連携協力

##### (1) これまでの県の主な取組

- ア 市町村や学校、図書館、民間団体等と連携し、県内各地域における関係機関のネットワーク形成を図りました。
- イ 関係機関との連携協力により読書活動を推進するNPO法人やボランティア団体等の支援に努めました。
- ウ 県立図書館は、市町村立図書館等との情報の共有化を図るため、ネットワークの構築を進めてきました。

##### (2) 現状と課題

- ア 「ボランティアと連携している本県の公立小・中・高等学校の割合」(資料編【グラフ⑯】)では、令和2年度は小学校が84.2%、中学校が39.6%、高等学校が1.6%となっています。全校平均と比較すると、小中学校では全国平均を上回っています。高等学校は概ね同程度となっています。
- イ 「公立図書館と連携している本県の公立小・中・高等学校の割合」(資料編【グラフ⑰】)では、令和2年度は小学校が80.5%、中学校が51.0%、高等学校が9.4%となっています。小学校及び高等学校は概ね横ばい、中学校は増加傾向にあります。一方で全国平均と比較すると全ての校種で下回っています。

令和2年度：全国平均値（小学校）ボランティア連携 81.2%	公立図書館との連携 76.5%
全国平均値（中学校）ボランティア連携 27.2%	公立図書館との連携 49.8%
全国平均値（高等学校）ボランティア連携 2.9%	公立図書館との連携 46.5%

- ウ 子どもの読書活動推進の視点から、学校と公立図書館との一層の連携協力体制の構築やネットワークづくりが必要です。

##### (3) 県の取組の方向性

- ア 学校図書館と地域の図書館等との連携協力の事例を紹介するなど、情報提供に努めます。
- イ 県立図書館においては、市町村立図書館等と連携した図書館相互の協力による、多様な子どもの利用や読書活動の充実に向けた図書館サービスの向上に努めます。
- ウ アクセシブルな書籍・電子書籍等の拡充や活用促進のため、関係機関と連携した研修会の実施に努めます。
- エ 市町村や学校、図書館、民間団体等など、県内各地域の読書活動を推進するための連携協力体制の一層の充実に努めます。
- オ 書店や出版社との連携協力による先進的な取組の周知啓発及び読書推進の機運醸成に努めます。
- カ 関係機関との連携協力により読書活動を推進するNPO法人やボランティア団体等を支援します。
- キ 関係機関との連携協力のもと、子どもが読書ボランティアや子ども司書、子どもコンシェルジュ等として活動するための学びの場や機会の提供に努めます。

##### (4) 市町村に期待される取組

- ア 児童書の充実と団体貸出の促進
- イ 学校図書館図書標準に基づく図書標準達成校の増加

- ウ 県立図書館との連携協力による図書館サービスの向上
- エ 公立図書館等と学校の連携による、子どもが本に親しむ環境づくりの推進
- オ 総合的な学習の時間をはじめとする子どもの学習活動に対応した図書館サービスの充実
- カ 関係機関、団体等との定期的な連絡会等の開催
- キ 関係機関との連携協力のもと、子どもが読書ボランティアや子ども司書、子どもコンシェルジュ等として活動するための情報や機会の提供
- ク 学校や公立図書館と地域の民間団体等との相互の連携による多様な子どもの読書活動の推進

## 2 推進体制の整備・充実

### (1) これまでの県の主な取組

- ア 関係する機関や団体の代表者等で構成する「岩手県子どもの読書活動推進会議」を設置し、市町村と連携協力しながら、本計画の進捗状況の確認、具体的な推進方策及び改善に向けた意見聴取等を行い、施策の推進を図りました。
- イ 各教育事務所が中心となり、所管する市町村の子どもの読書活動推進や体制整備に努めてきました。

### (2) 現状と課題

- ア 「県内各市町村における子どもの読書推進計画策定状況」（資料編【グラフ⑱】）では、策定済みの市町村の割合が平成24年度の60.6%から令和4年度は78.8%へ増加しています。また、令和4年度現在で策定を検討している市町村もあることから、今後も策定率の上昇が期待されます。一方で、策定する予定がないと回答している市町村もあることから、各市町村の実態を把握するとともに、策定に向けた支援等を行うことが必要です。
- イ 平成16年度より岩手県子どもの読書活動推進委員会（令和5年度から「岩手県子どもの読書活動推進会議」に名称変更）を設置し、本県における子どもの読書活動の総合的な施策の推進を図りました。
- ウ 各教育事務所では子どもの読書推進体制の整備を進め、発達段階に応じた切れ目のない読書推進に資する関係者相互のネットワーク形成及び情報共有の機会の充実を図りました。

### (3) 県の取組の方向性

- ア 関係する機関や団体の代表者等で構成する「岩手県子どもの読書活動推進会議」を設置し、市町村と連携協力しながら、本計画の進捗状況の確認、具体的な推進方策及び改善に向けた意見聴取等を行い、施策の推進を図ります。
- イ 市町村等の協力を得ながら、「岩手県子どもの読書状況調査」を実施して推進状況の把握に努めるとともに施策の評価及び改善に取り組みます。
- ウ 「子どもの読書活動推進計画」未策定の市町村に対し、本計画を踏まえた計画策定を促すとともに、必要に応じて計画策定に必要な情報提供等に努めます。
- エ 各教育事務所が中心となり、所管する市町村の子どもの読書活動推進のための体制整備に努めます。
- オ 「教育振興運動」や地域学校協働活動による地域全体で取り組む子どもの読書活動を奨励します。
- カ 特色ある活動を行っている図書館や学校、地域に関する情報の収集や提供に努めます。

#### (4) 市町村に期待される取組

- ア 市町村の実態に応じた子どもの読書活動推進計画の策定
- イ 総合的な施策を推進するための体制整備

### 3 連携協力による子どもの読書活動の普及啓発

#### (1) これまでの県の主な取組

- ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を「まなびネットいわて」へ掲載するとともに、各種研修会において紹介しました。
- イ 市町村や学校、図書館、民間団体等との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通じて読書活動の重要性について周知啓発に努めました。
- ウ 県内各地の様々な取組事例の紹介と普及に取り組みました。

#### (2) 現状と課題

<いわての中高生のためのおすすめ図書100選>



<いわての小中学生のためのおすすめ図書100選>



- ア 定期的なブックリストの更新を行い、多様な分野におけるブックリストを子どもたちに届けることが重要です。（「いわ100」～平成29年度改訂、「いわ100きつず」～令和4年度改訂）
- イ 家庭や学校、公立図書館や地域のボランティア団体等、多様な場所でのブックリストの活用事例を広く収集するとともに、その周知を図ることが必要です。
- ウ 家庭教育や子育て支援のための講座や研修等において読書活動の取組や読書活動の大切さ等を紹介し、読書が家庭生活の中に位置づけられるように、読書活動に関する普及・奨励に取り組んできました。また、「ブックスタート」や家庭教育学級等、家庭教育関連事業と連携し、家庭における読書習慣への取組や幼児期からの読書運動を紹介し、読書活動の普及・奨励を進めてきました。
- エ 「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」への優れた実践活動の推薦や、その活動の紹介・啓発を行いました。今後、多様な子どもたちの読書機会確保の視点から、小中学校の特別支援学級及び特別支援学校における読書推進の好事例を収集・紹介することにより啓発に努めることが重要です。
- オ 子どもの読書活動は社会全体で取組を進めていくことが重要であることから、家庭・地域・学校のほか、地域の民間団体及び公立図書館等と連携した読書機会の確保が必要です。

#### (3) 県の取組の方向性

- ア 市町村や学校、図書館、地域の民間団体等との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通じて読書活動の重要性の周知啓発に努めます。

イ 「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）、「岩手の読書週間」（2月1日～14日）の情報提供をはじめ、「教育振興運動」や地域学校協働活動をはじめとした子どもの読書活動の推進に資する多様な好事例の紹介に努めます。

ウ 小中学校の特別支援学級及び特別支援学校における読書推進の好事例や、地域における多様な子どもたちの居場所や学習の場における読書推進の好事例の収集及び紹介に努めます。

#### (4) 市町村に期待される取組

ア 読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料等の提供

イ 家庭教育学級等における、子どもの読書活動の重要性に関する学習機会の提供

ウ 「教育振興運動」や地域学校協働活動における多様な読書活動の奨励

エ 特色ある地域の読書推進活動に関する情報の提供

オ 地域における多様な子どもたちの居場所や学習の場における読書推進事例の収集

カ 地域の民間団体との連携による多様な子どもたちの読書機会の提供



## 計画の進行状況を示す「指標」及び「目標値」

策定した計画の進捗及び子どもの読書状況を概観できる指標を以下のとおり設定し、目標値の達成に向けて取り組みます。なお、目標値は設定しないものの、子どもの読書状況調査等各種調査データを把握し、評価検証を行うとともに各主体における取組に生かしていきます。また、関連する参考データについては、【資料編】に載せております。

指標の名称	「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内公立小・中・義務教育学校・高等学校における「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合 (%)						
調査方法	毎年 10 月の 1 か月間を対象として、翌 11 月初旬に県内公立小・中・義務教育学校及び高等学校における小学 5 年生、中学 2 年生（義務教育学校 8 年生）、高校 2 年生の児童生徒を対象に調査する。（各学校 1 学級ずつ抽出）						
目標数値		R5	R6	R7	R8	R9	R10
	小学校 5 年	86%	90%	90%	90%	90%	90%
	中学校 2 年 <small>（義務教育学校 8 年）</small>	81%	85%	85%	85%	85%	85%
	高校 2 年	82%	85%	85%	85%	85%	85%

指標の名称	児童生徒の読書者の割合	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内公立小・中・義務教育学校・高等学校における読書者（1 か月に 1 冊以上本を読んだ児童生徒）の割合 (%)						
調査方法	毎年 10 月の 1 か月間を対象として、翌 11 月初旬に県内公立小・中・義務教育学校及び高等学校における小学 5 年生、中学 2 年生（義務教育学校 8 年生）、高校 2 年生の児童生徒を対象に調査する。（各学校 1 学級ずつ抽出）						
目標数値		R5	R6	R7	R8	R9	R10
	小学校 5 年	99%	99%	99%	99%	99%	99%
	中学校 2 年 <small>（義務教育学校 8 年）</small>	95%	95%	95%	95%	95%	95%
	高校 2 年	79%	90%	90%	90%	90%	90%

指標の名称	児童生徒の 1 か月の平均読書冊数	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内公立小・中・義務教育学校・高等学校における児童生徒一人当たりの 1 か月の平均読書冊数（冊）						
調査方法	毎年 10 月の 1 か月間を対象として、翌 11 月初旬に県内公立小・中・義務教育学校及び高等学校における小学 5 年生、中学 2 年生（義務教育学校 8 年生）、高校 2 年生の児童生徒を対象に調査する。（各学校 1 学級ずつ抽出）						
目標数値		R5	R6	R7	R8	R9	R10
	小学校 5 年	17.1 冊	18 冊	18 冊	18 冊	18 冊	18 冊
	中学校 2 年 <small>（義務教育学校 8 年）</small>	4.8 冊	5 冊	5 冊	5 冊	5 冊	5 冊
	高校 2 年	2.2 冊	3 冊	3 冊	3 冊	3 冊	3 冊

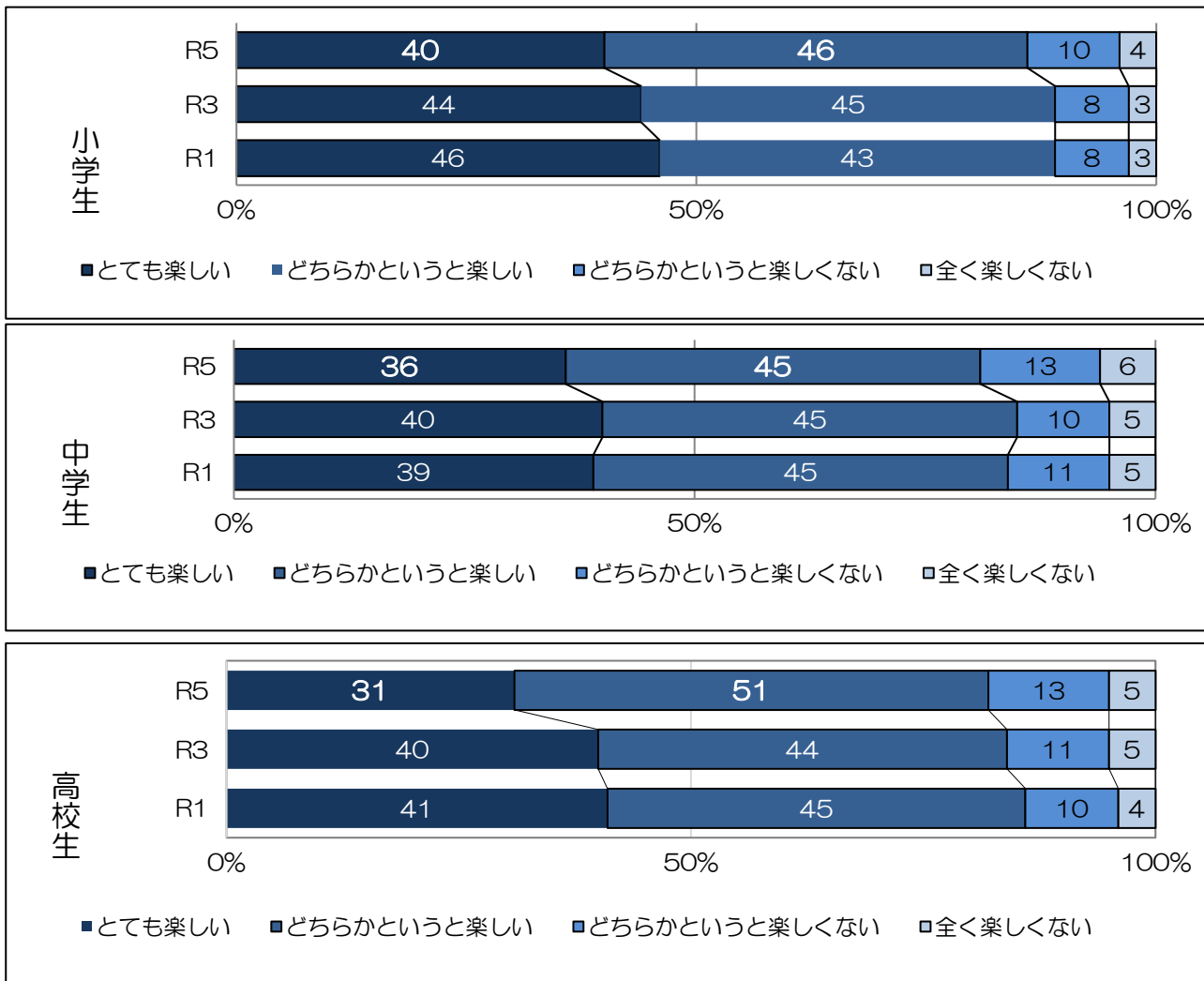


# 資料編



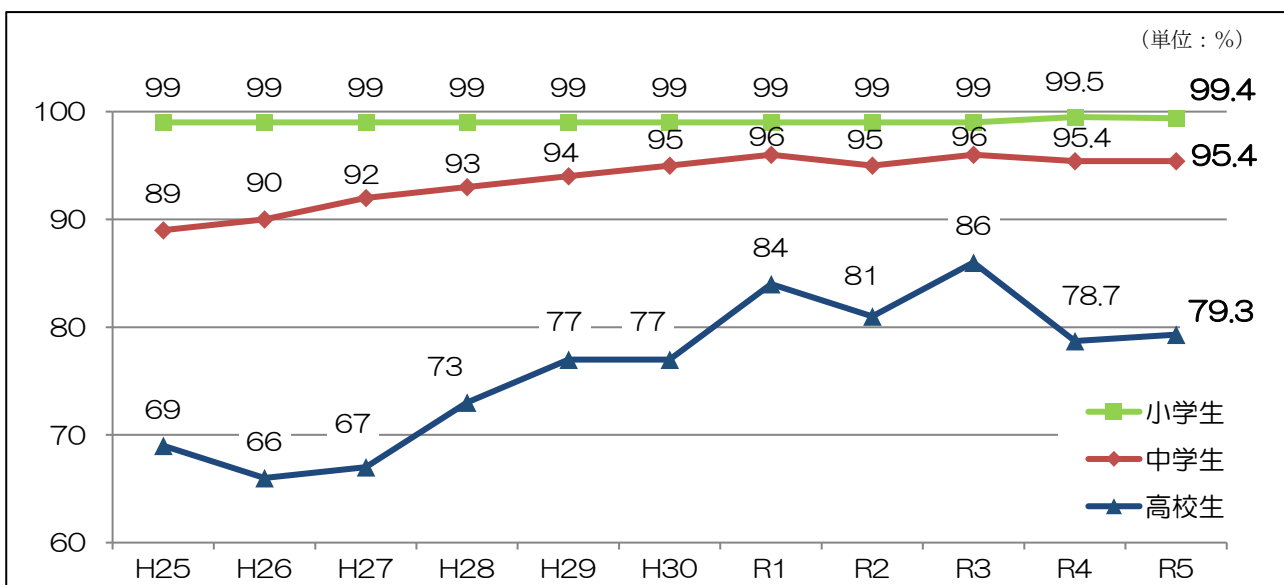
1 第5次計画本文中における関係データ

【指標①】「読書がとても楽しい」と感じる児童生徒の割合（単位：％）



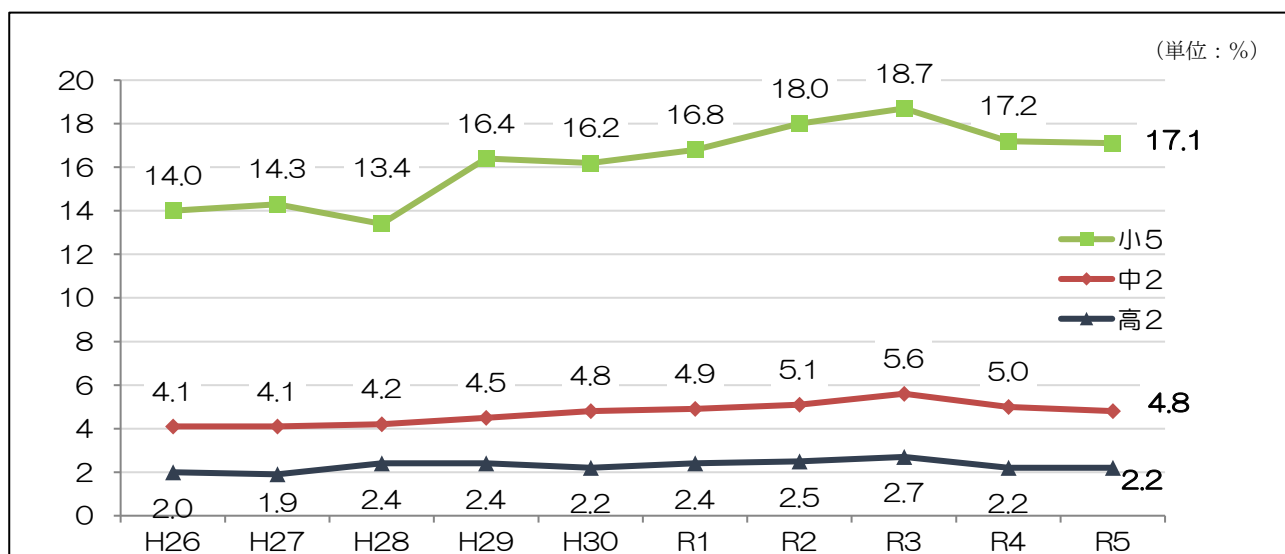
「岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

【指標②】本県の小・中・高校生の読書者の割合



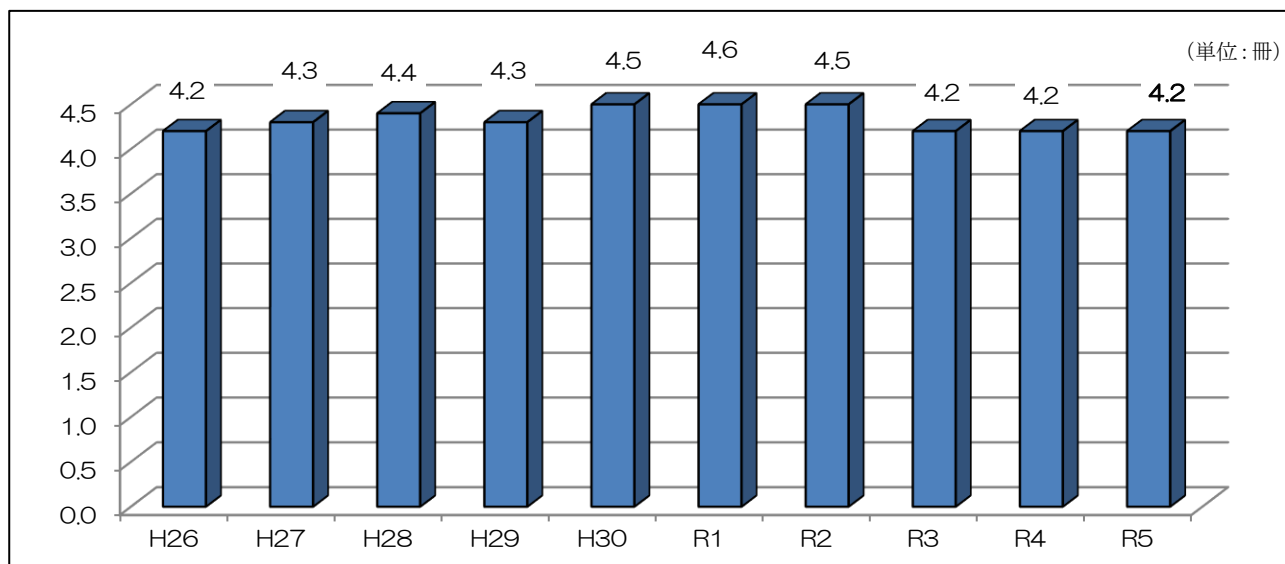
「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

【指標③】本県の小・中・高校生の1か月の平均読書冊数



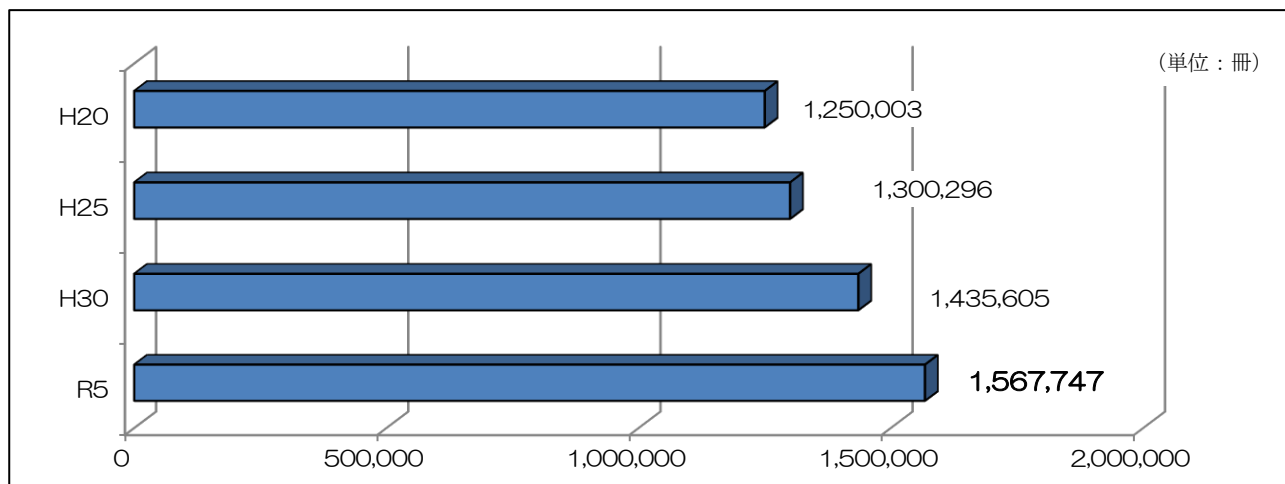
「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

【指標④】本県の県民一人あたりの図書貸出冊数



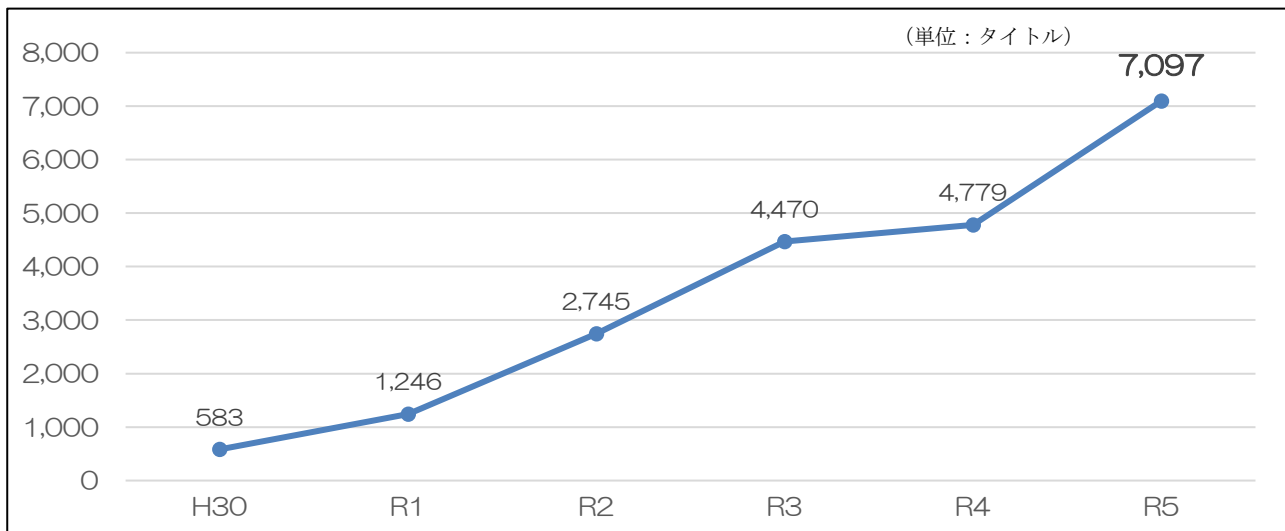
「図書館・公民館図書室等実態調査」(岩手県立図書館)

【指標⑤】県内公立図書館等における児童図書蔵書冊数



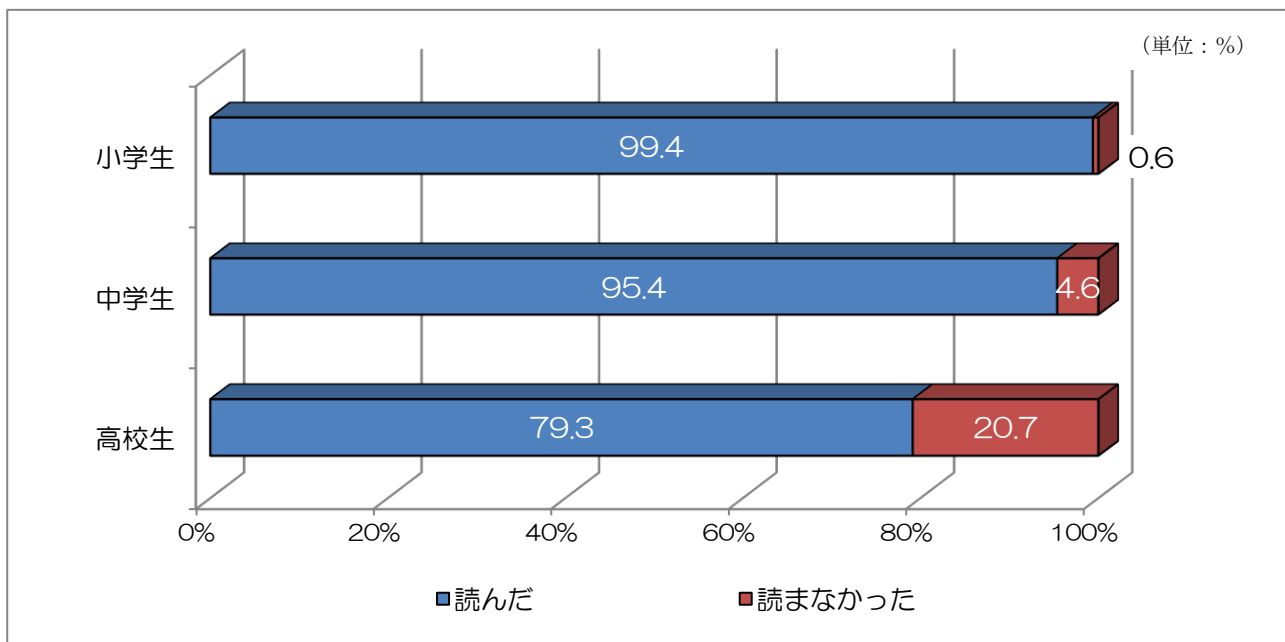
「図書館・公民館図書室等実態調査」(県立図書館調査)

【グラフ①】 県内公立図書館等における電子書籍資料数



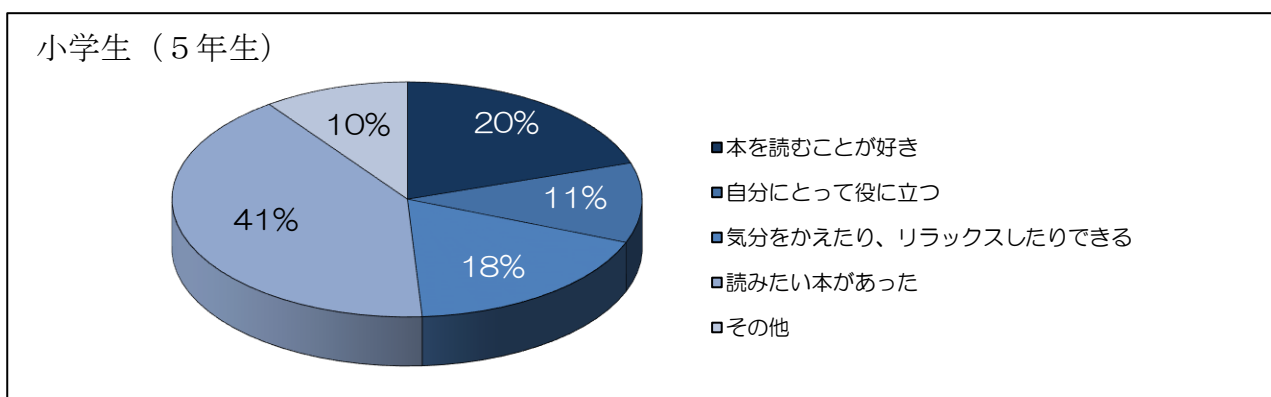
「図書館・公民館図書室等実態調査」(県立図書館調査)

【グラフ②】 1か月間で1冊以上本を読んだ本県の児童生徒の割合



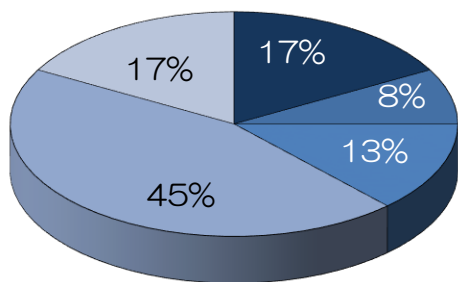
「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

【グラフ③】 本を読んだ理由 (不読者を除く)



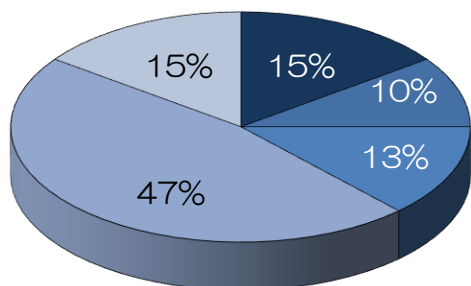
「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

中学生（2年生）



- 本を読むことが好き
- 自分にとって役に立つ
- 気分をかえたり、リラックスしたりできる
- 読みたい本があった
- その他

高校生（2年生）



- 本を読むことが好き
- 自分にとって役に立つ
- 気分をかえたり、リラックスしたりできる
- 読みたい本があった
- その他

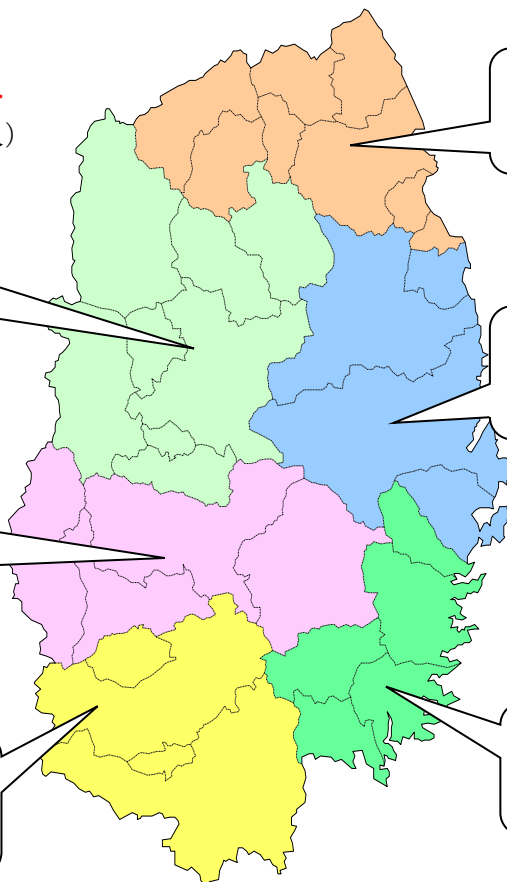
「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」（岩手県教育委員会）

【図①】 公立図書館に登録している本県のボランティア団体数

【県全体】

**R3 : 219 団体、1,976 人**

(H27 : 202 団体、1,841 人)



**県北 : 35 団体、290 名**

(H27 : 34 団体、308 名)

**盛岡 : 49 団体、504 名**

(H27 : 55 団体、519 名)

**宮古 : 26 団体、161 名**

(H27 : 24 団体、207 名)

**中部 : 67 団体、631 名**

(H27 : 34 団体、366 名)

**県南 : 32 団体、278 名**

(H27 : 38 団体、266 名)

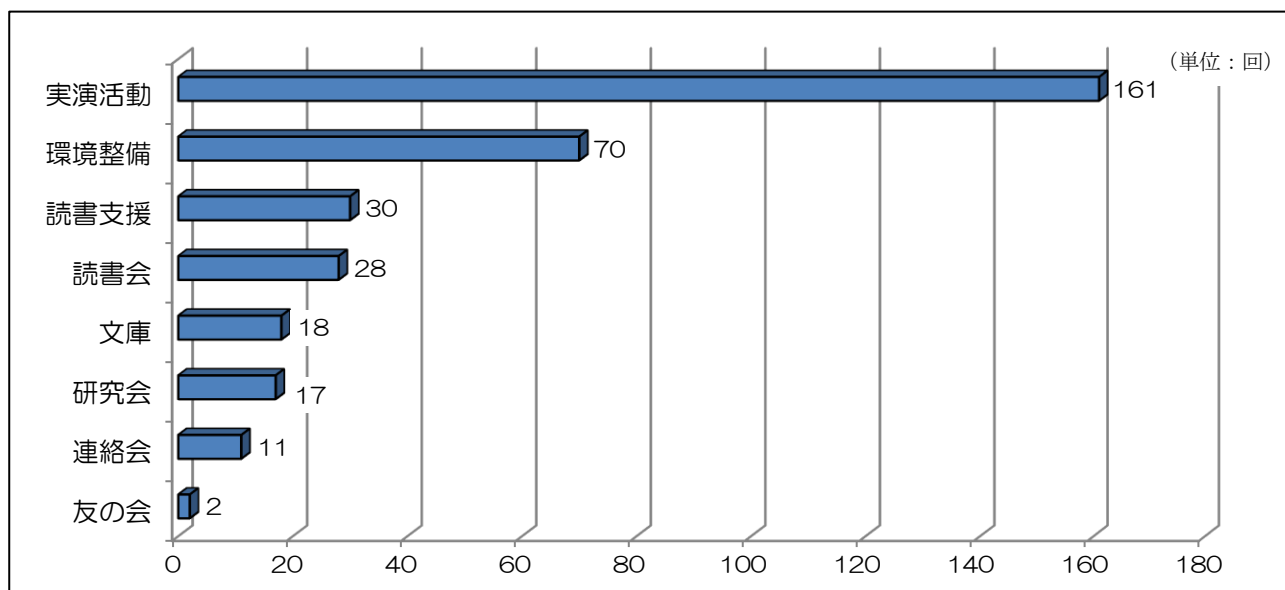
**沿岸南部 : 10 団体、112 名**

(H27 : 17 団体、175 名)

「令和3年度読書グループ等活動一覧」（岩手県立図書館）

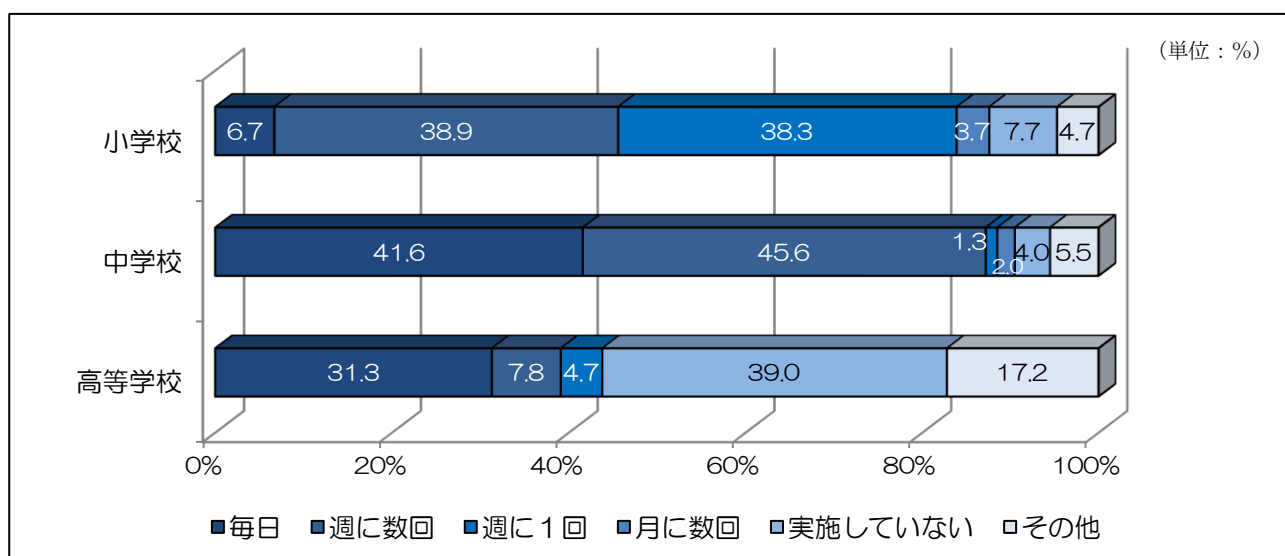


【グラフ④】 公立図書館に登録している本県のボランティア団体の主な活動



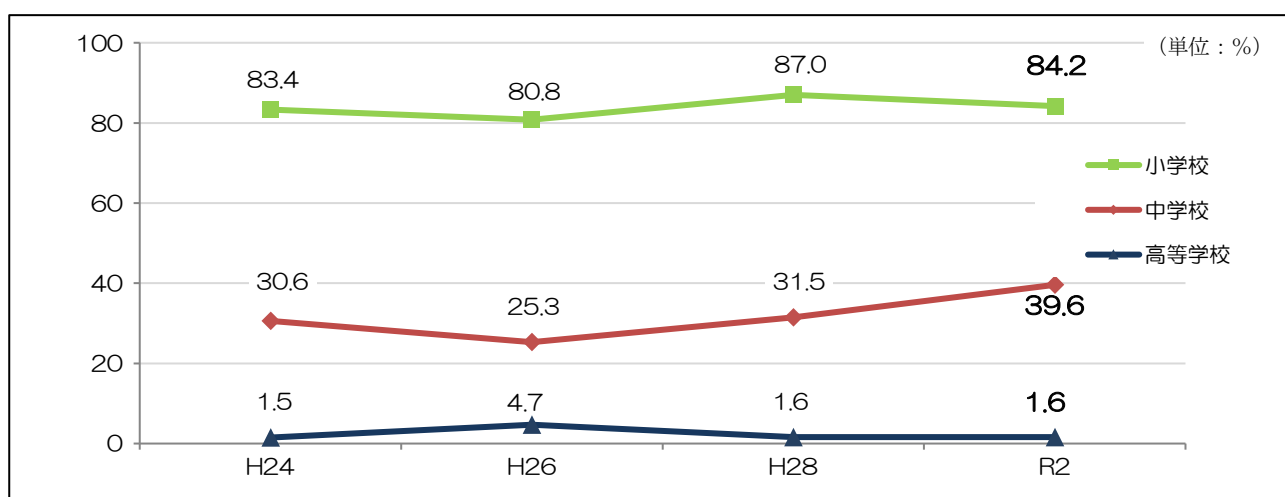
「令和3年度読書グループ等活動一覧」(岩手県立図書館)

【グラフ⑤】 本県の小・中・高等学校における全校一斉読書の実施状況



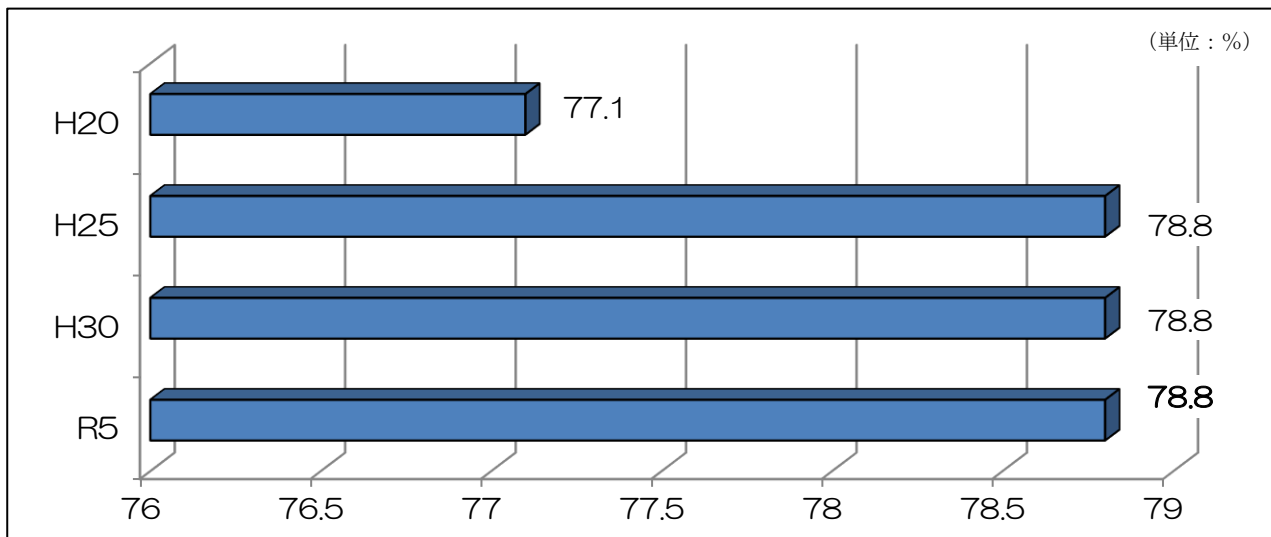
「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑥】 本県の公立小・中・高等学校におけるボランティアの活用状況



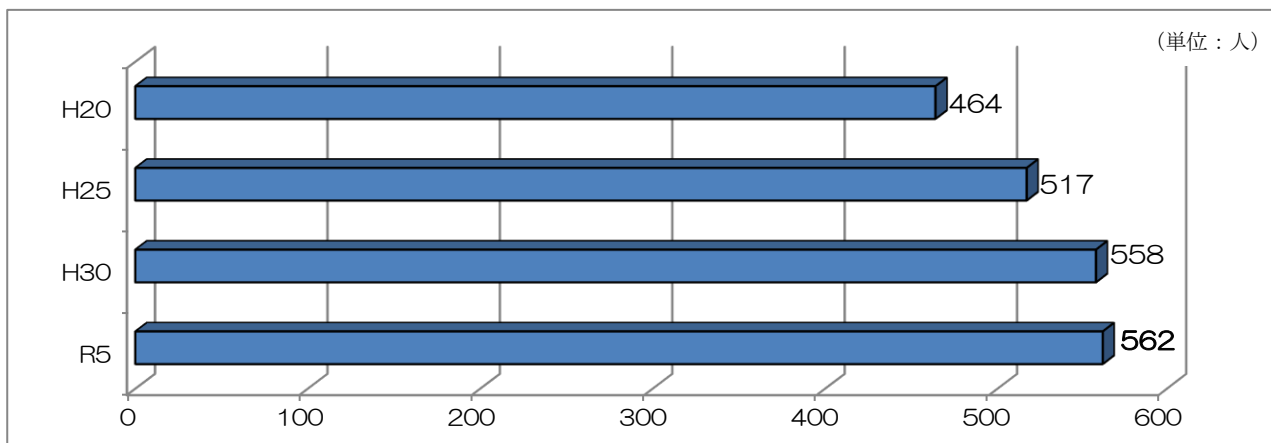
「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑦】 県内市町村立図書館の設置率



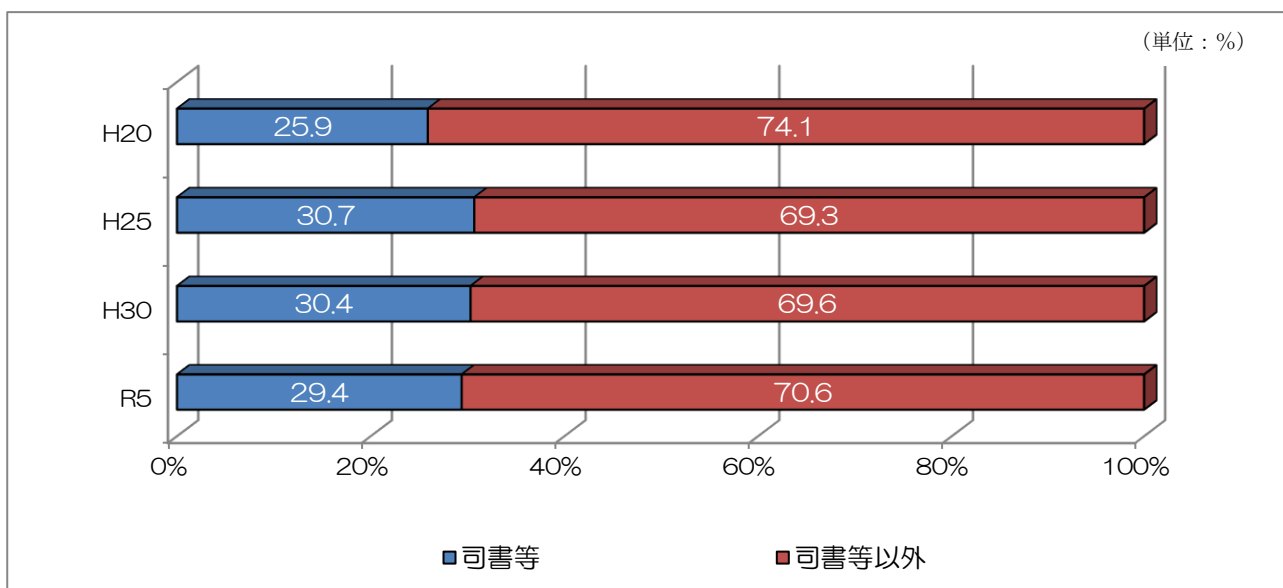
「図書館・公民館図書室等実態調査」(岩手県立図書館)

【グラフ⑧】 県内公立図書館等における職員数(非常勤職員・臨時職員を含む)



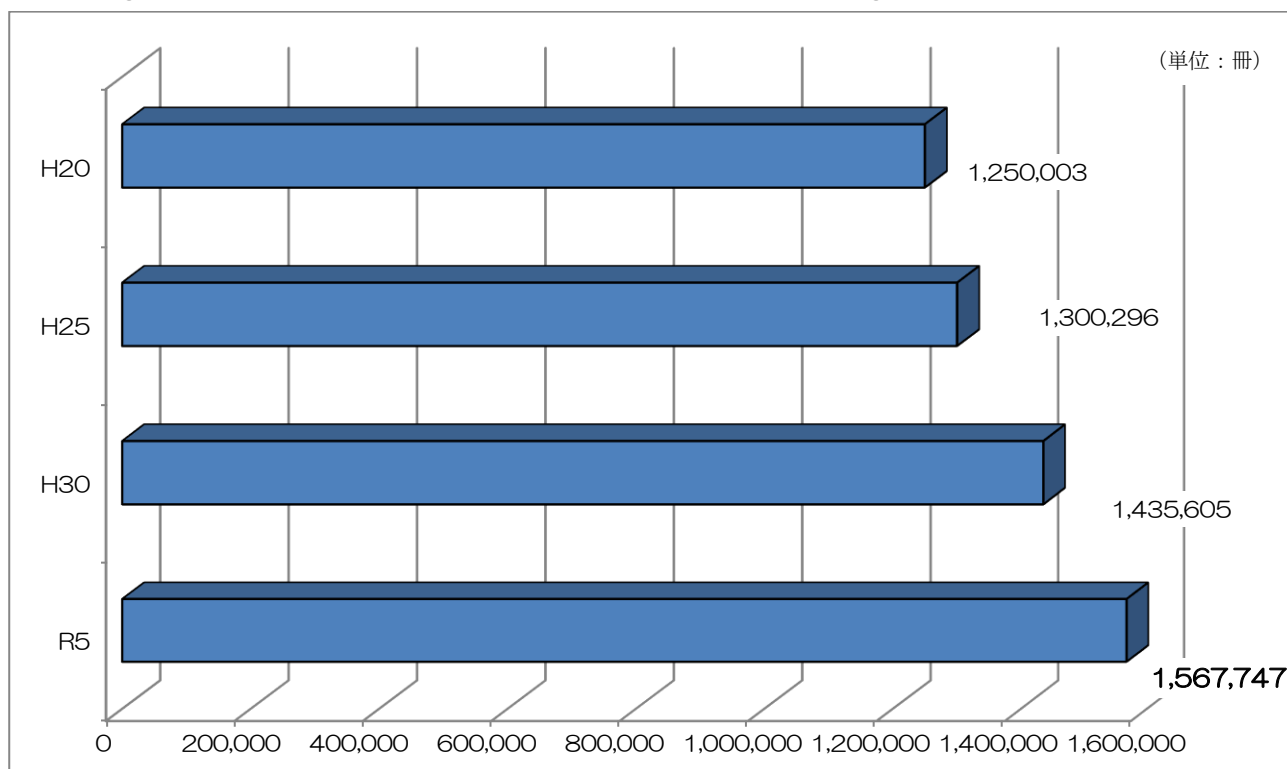
「図書館・公民館図書室等実態調査」(岩手県立図書館)

【グラフ⑨】 県内公立図書館等における司書等有資格者職員(委託先・指定管理者職員を含まない)の割合



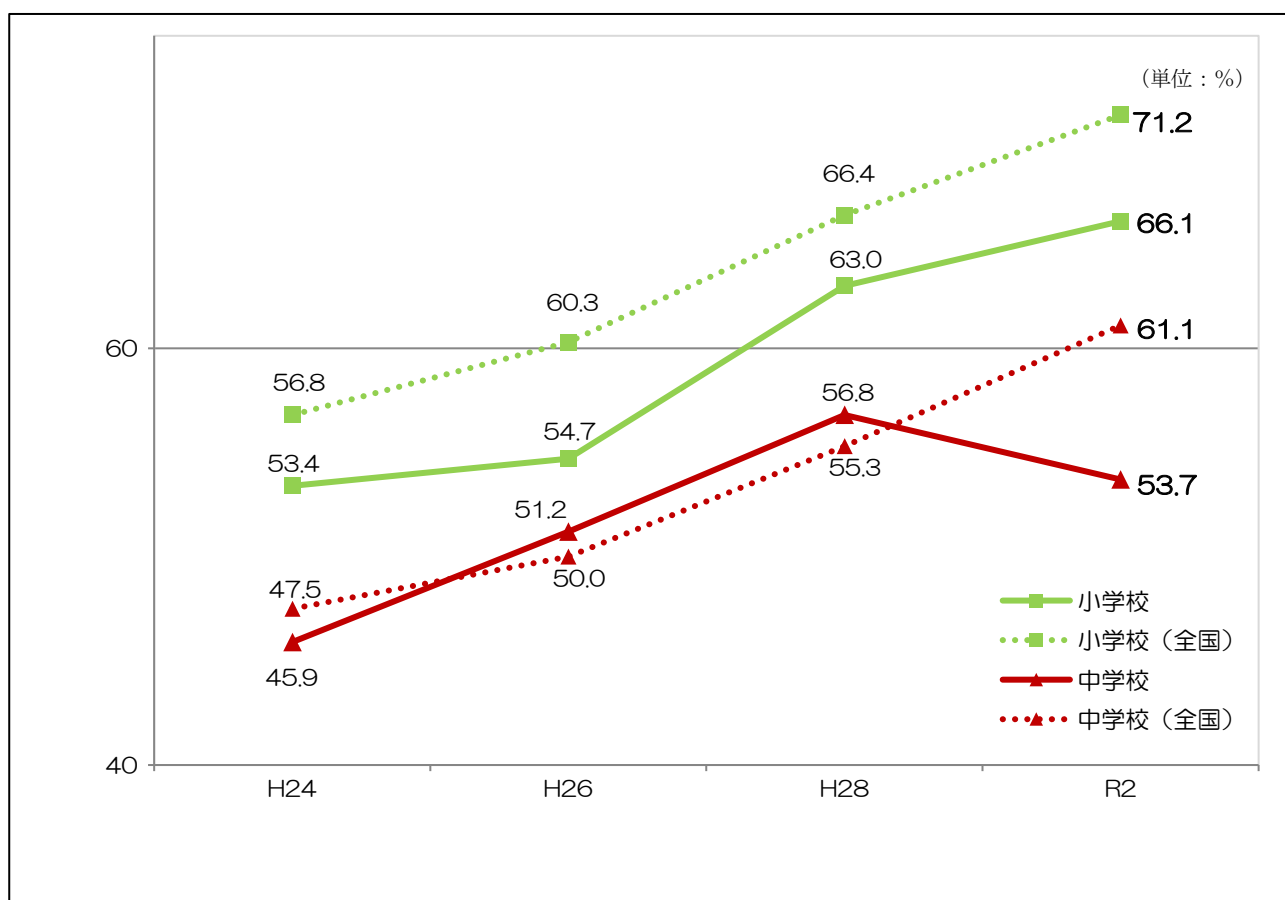
「図書館・公民館図書室等実態調査」(岩手県立図書館)

【グラフ⑩】 県内公立図書館等における児童図書蔵書冊数（再掲【指標⑤】）



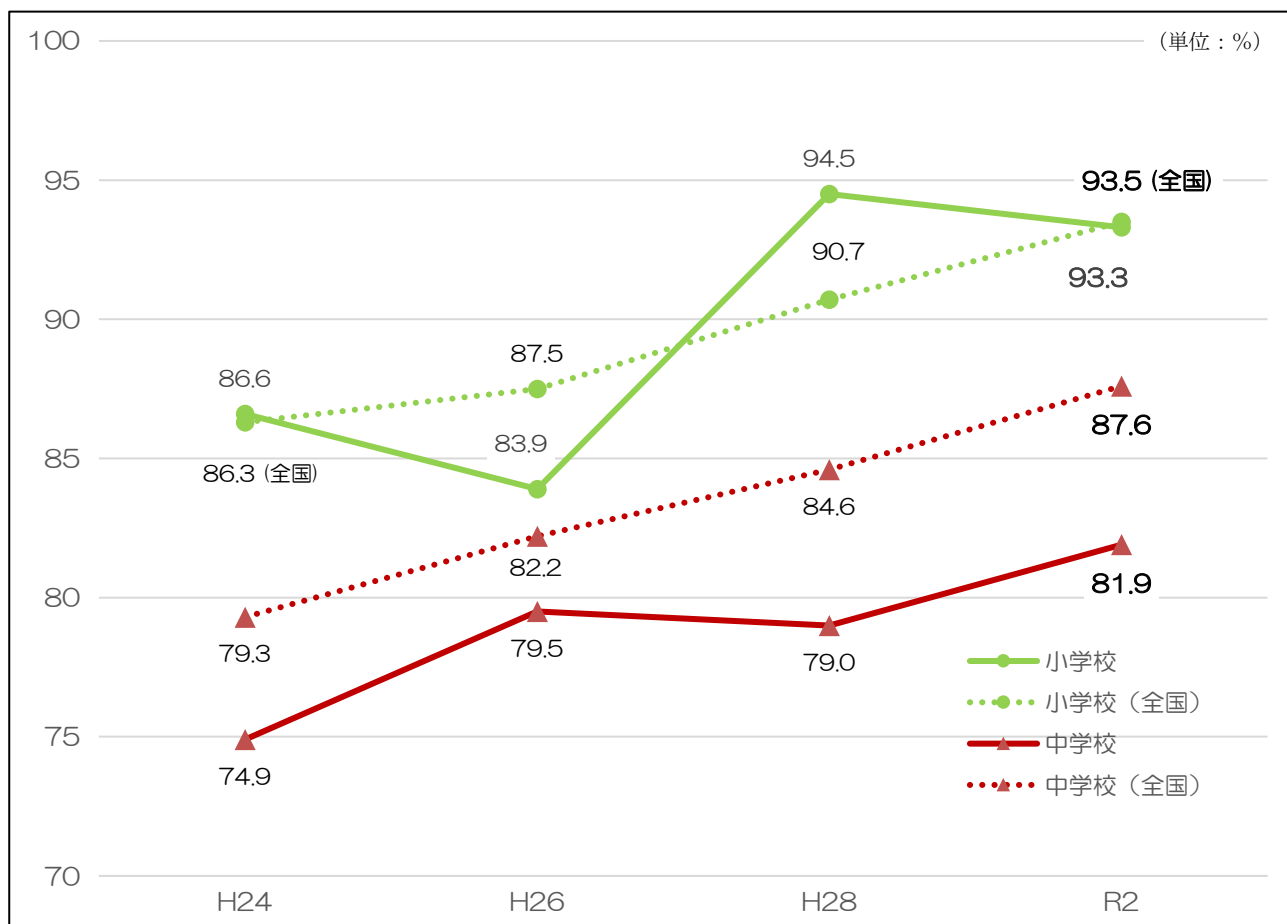
「図書館・公民館図書室等実態調査」(岩手県立図書館)

【グラフ⑪】 本県の公立小・中学校における学校図書館図書標準達成校の割合



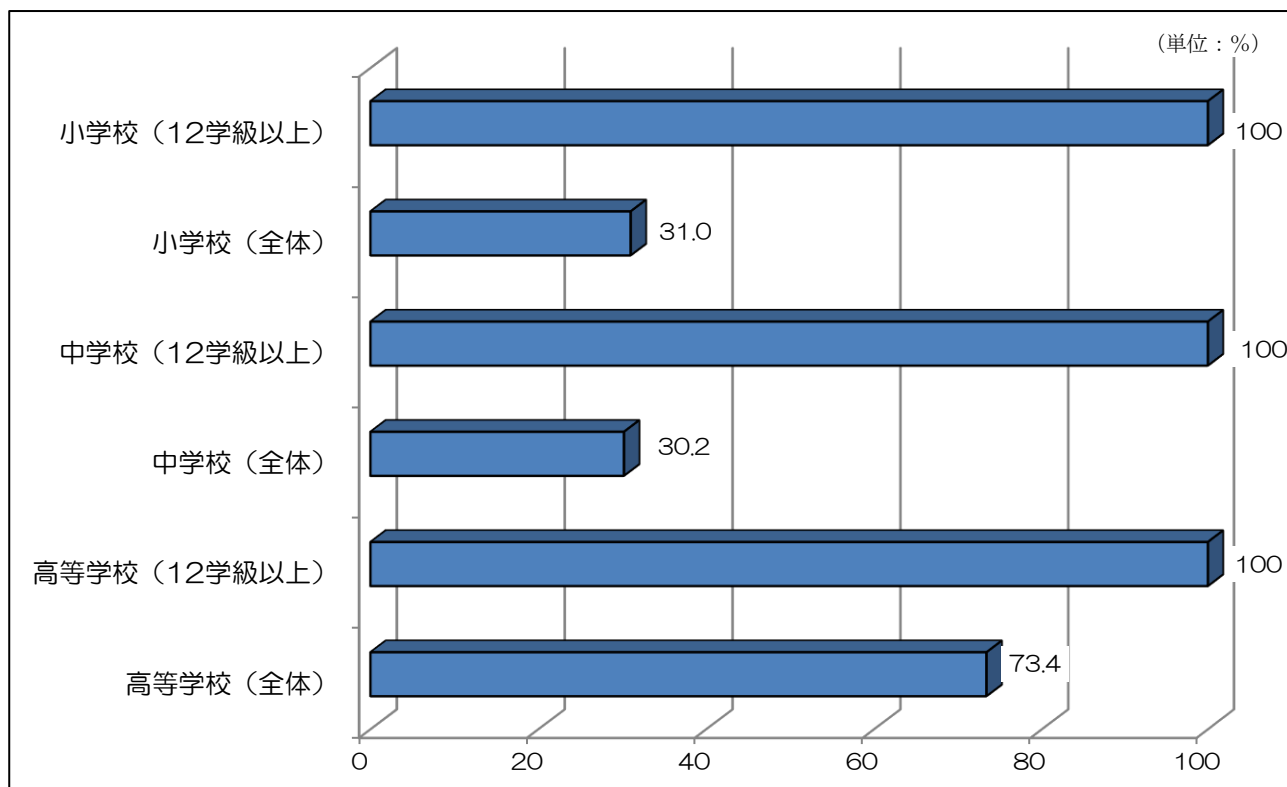
「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑫】 本県の公立小・中学校における学校図書館図書標準 75%達成校の割合



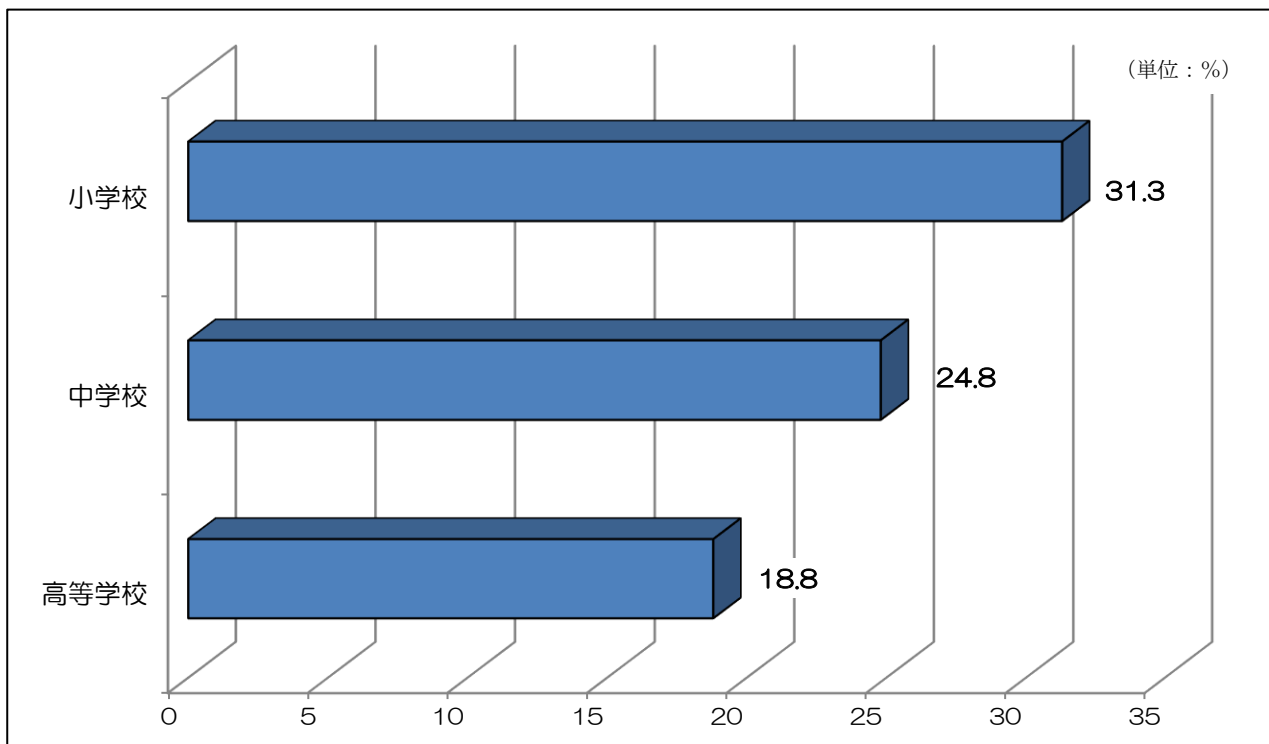
「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑬】 司書教諭が置かれている本県の公立小・中・高等学校の割合



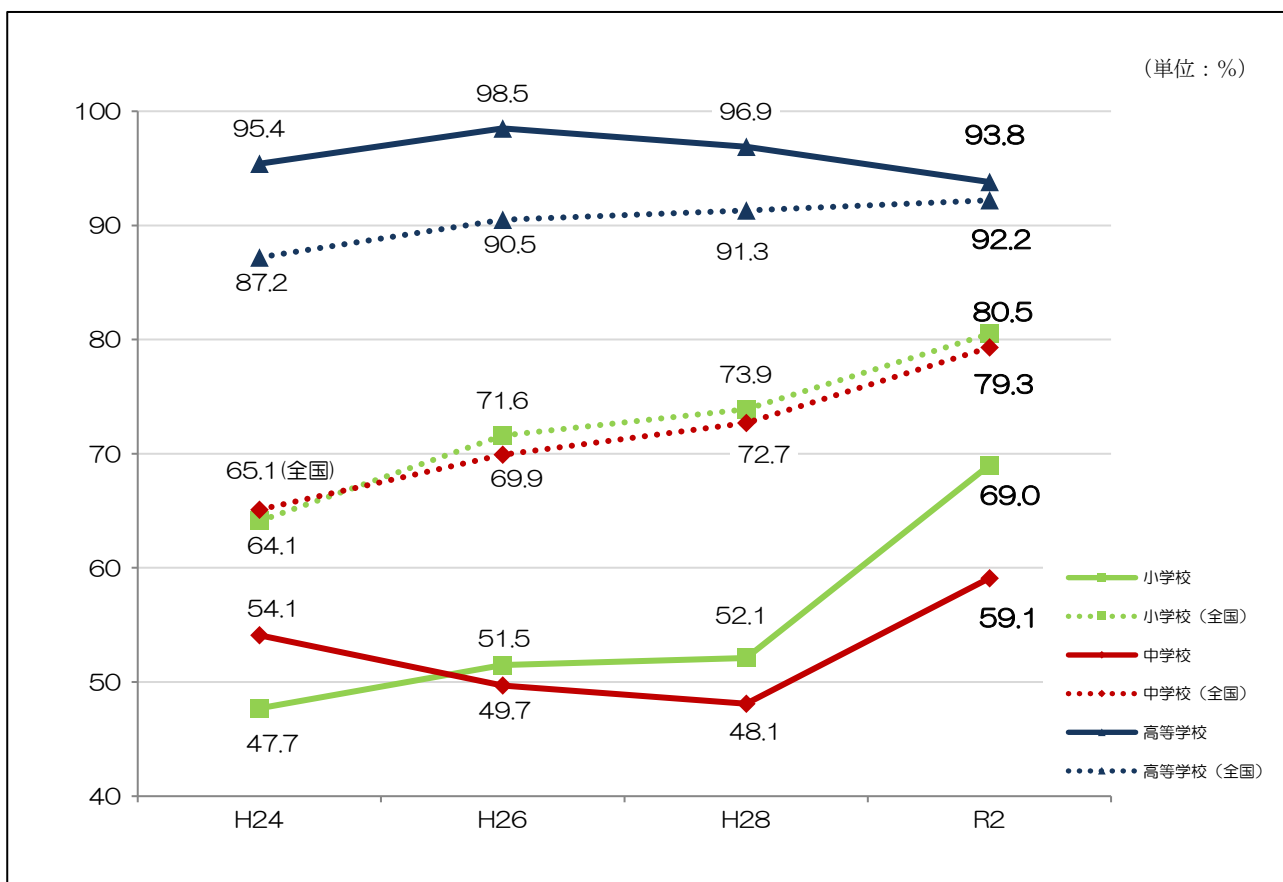
「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑭】 学校司書が置かれている本県の公立小・中・高等学校の割合



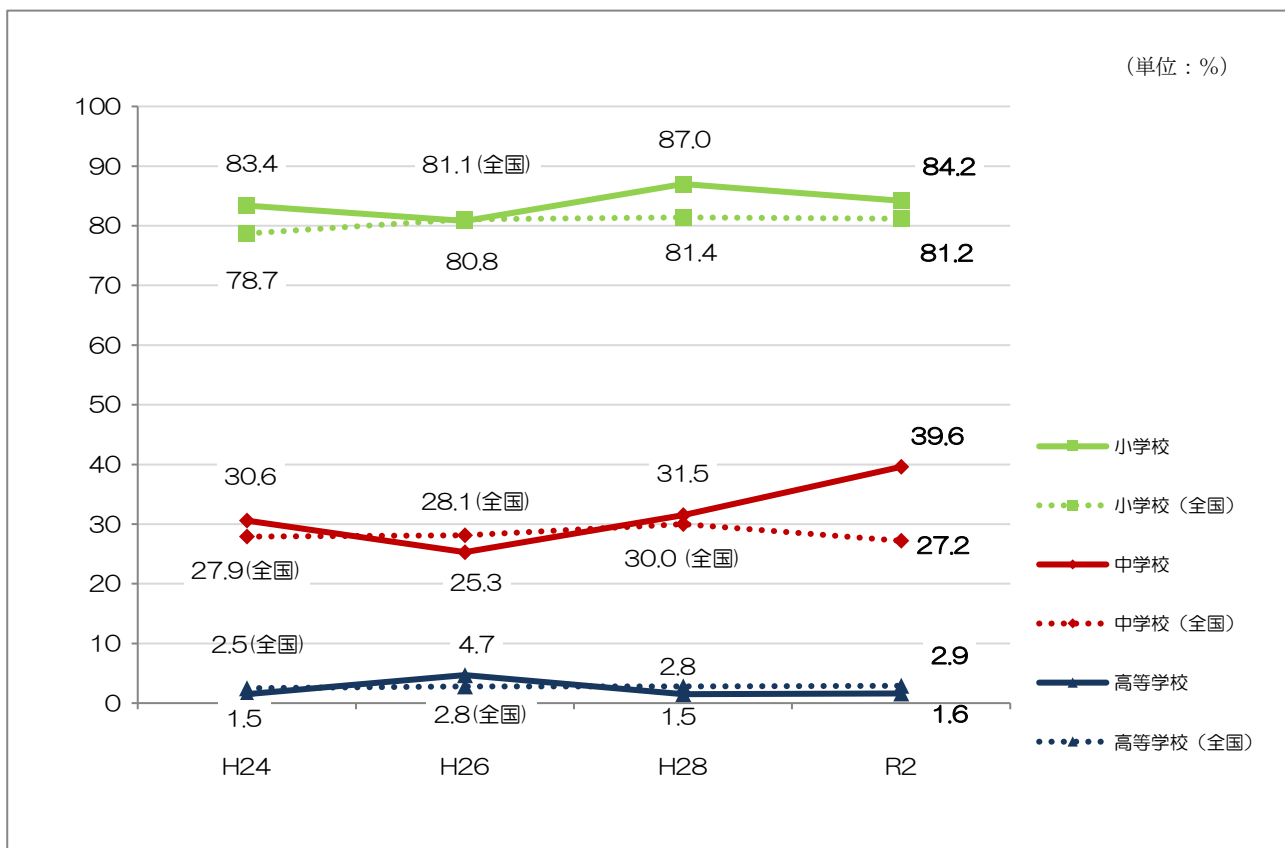
「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑮】 蔵書をデータベース化している本県の公立小・中・高等学校の割合



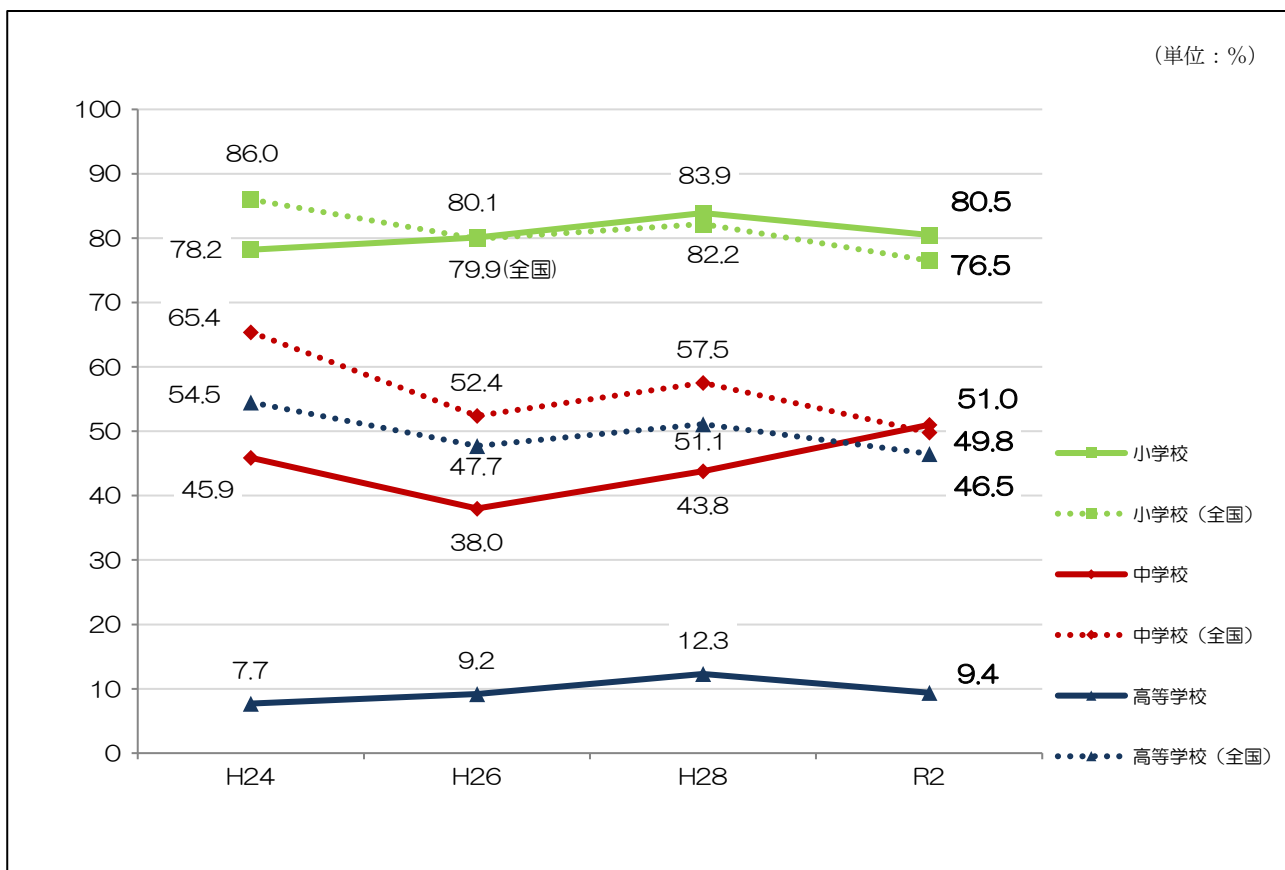
「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑯】 ボランティアと連携している本県の公立小・中・高等学校の割合



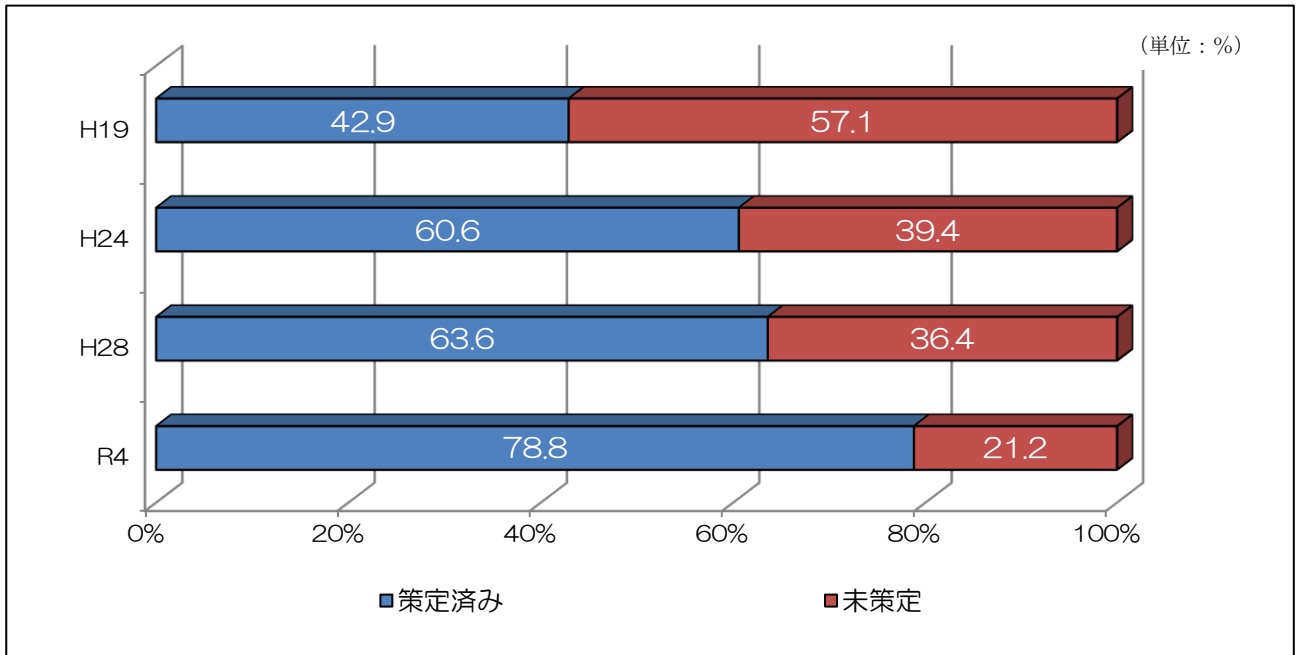
「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑰】 公立図書館と連携している本県の公立小・中・高等学校の割合



「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

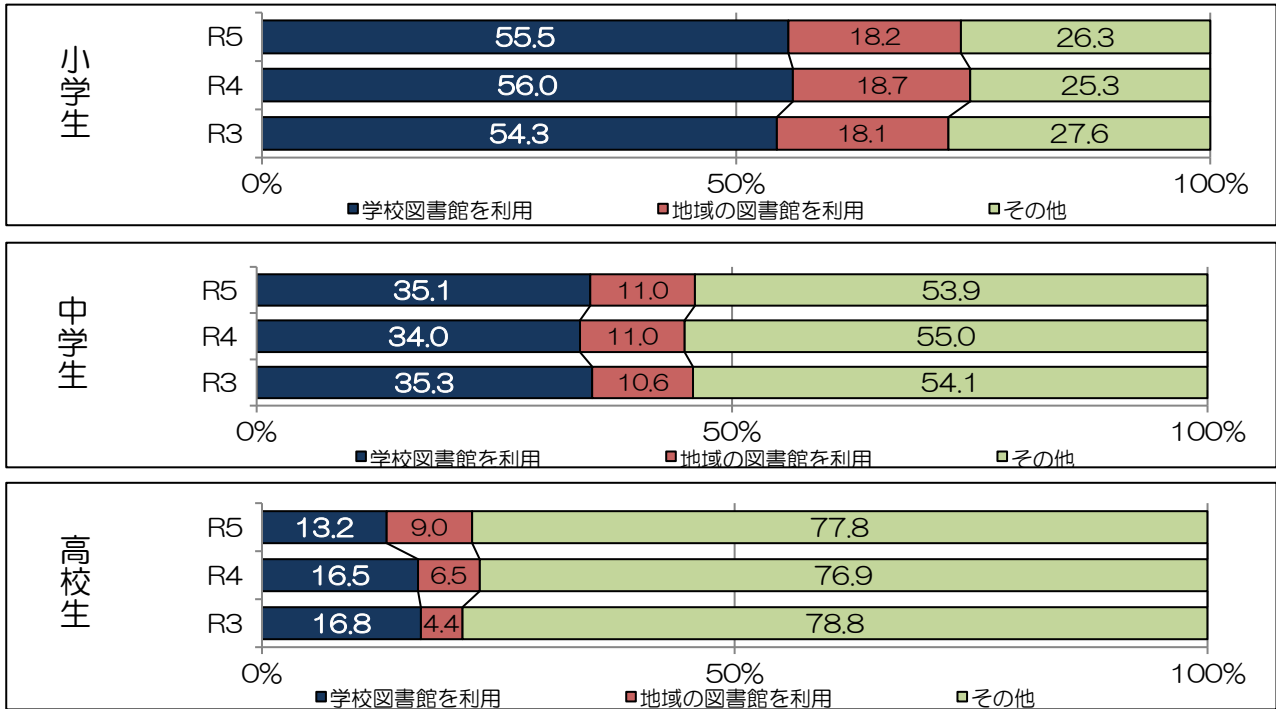
【グラフ⑱】 県内各市町村における子どもの読書推進計画策定状況



「都道府県及び市町村における子ども読書活動推進計画の策定状況調査」(文部科学省)

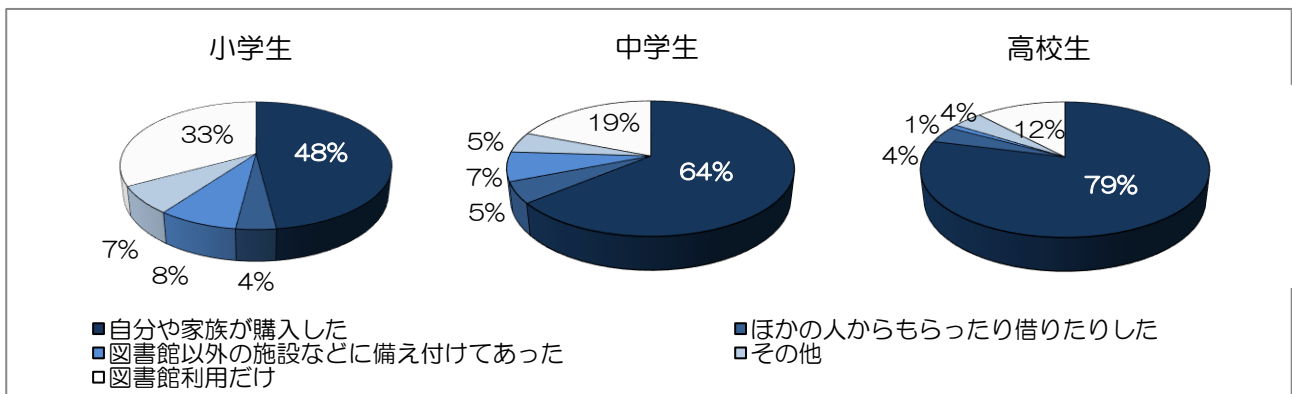
## 2 子どもの読書推進において参考となる調査データ等

【参考資料1】「1か月に読んだ本のうち、学校図書館や地域の図書館を利用した本の割合」



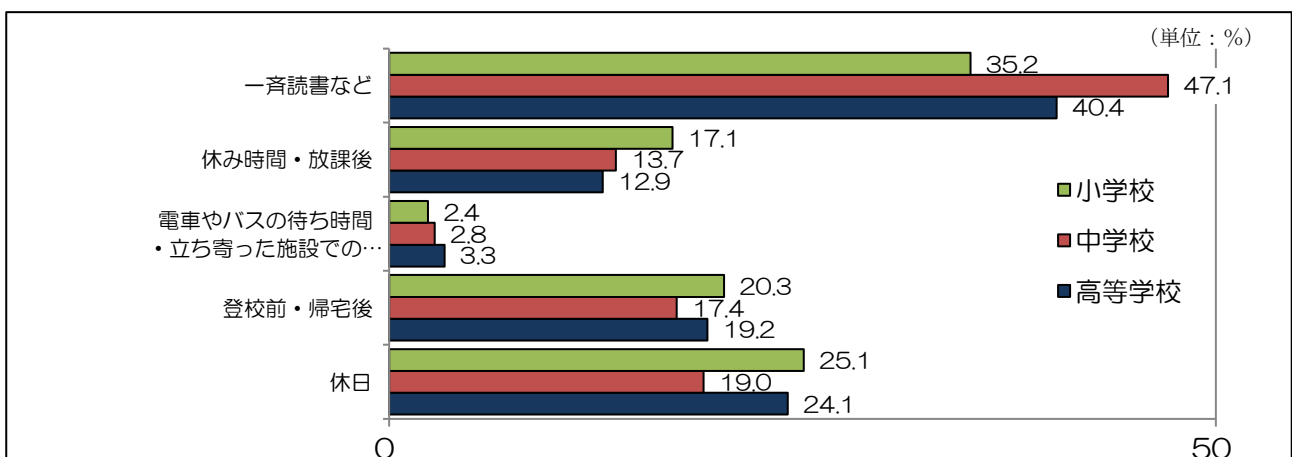
「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

【参考資料2】「1か月に読んだ本のうち、図書館利用以外の本の内訳」



「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

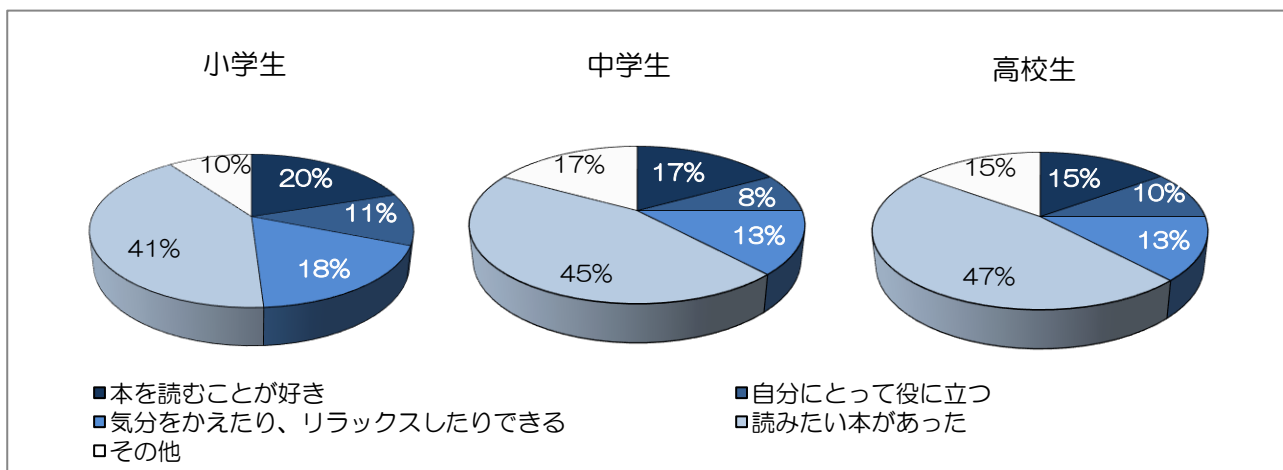
【参考資料3】「本を読んだ時間帯」



「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

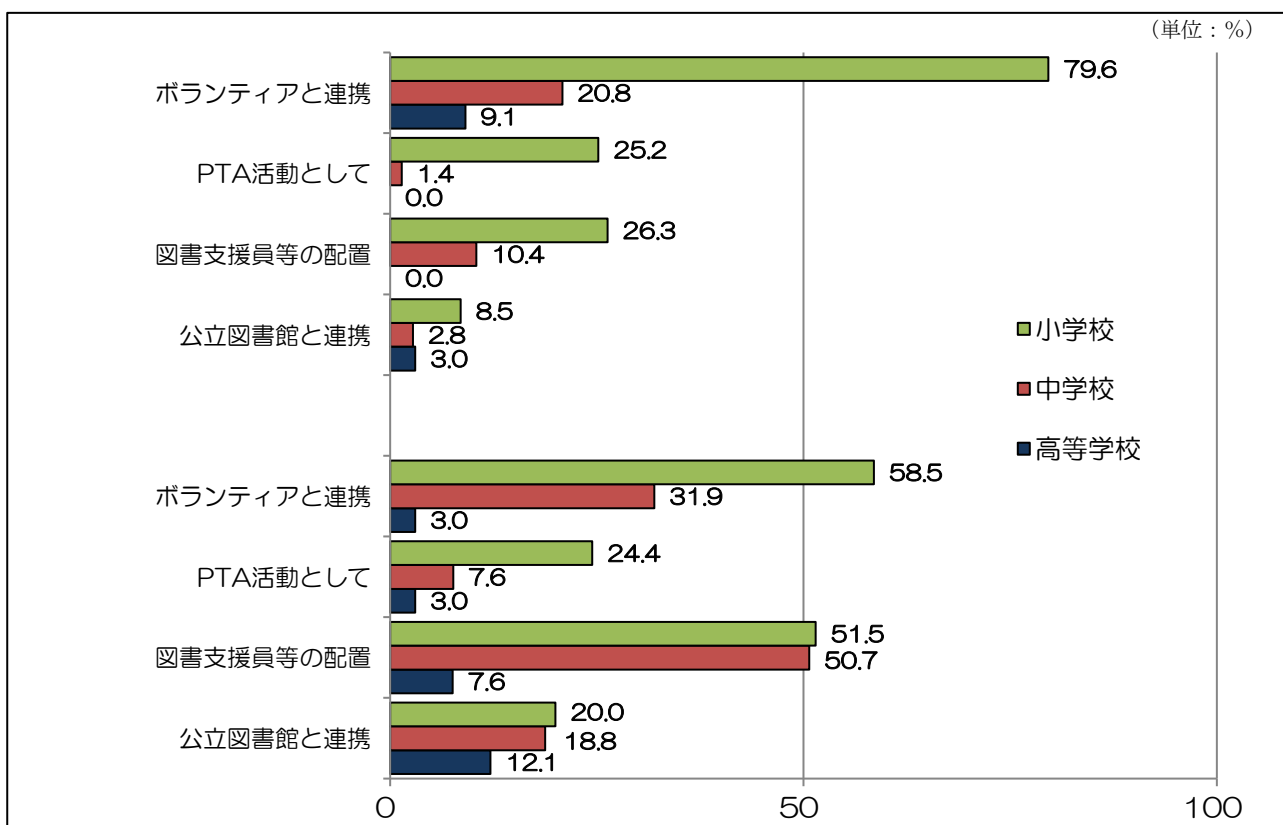


【参考資料4】「本を読んだ理由」（不読者を除く）



「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」（岩手県教育委員会）

【参考資料5】学校内外の団体や個人等と連携した読み聞かせや環境整備を行っている学校の割合



「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」（岩手県教育委員会）

3 国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」概要

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定</li> <li>○ 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする</li> </ul>	
第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等	
子どもの読書活動に関する取組の現状	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加</li> <li>○ 減少している点： 図書館の児童用図書の出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少</li> </ul>	
子どもの読書活動の現状	
不読率の現状	新型コロナウイルスの感染拡大
<p><b>目標</b>：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下 ※不読率＝1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合</p> <p><b>現状</b>：不読率の推移(%) <b>いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない</b></p> <p>R4: 小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%</p> <p>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p>	<p>○ 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性</p> <p>○ 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇 ※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加 (令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)</p>
読書量・読解力の現状	
<p>○ 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い (小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊) (全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p> <p>○ 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37か国中11位) ※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い (OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)</p>	

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、**読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう**、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

○ 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、**学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化**その他必要な体制整備に努める

○ 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条)

※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市町村

市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%)

目標:市:100% 町村:80%以上

都道府県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、**実態把握・分析**
- 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有

## 第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

### I 共通事項

#### 1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
  - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
  - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
  - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

#### 2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
  - ・司書等の講習・研修等の見直し
  - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

#### 3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

#### 4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

#### 5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもへの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

### II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
  - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

3

## 第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

### III 地域(図書館)

- 地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
  - ・多様な子どもたちの読書機会の確保
    - ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
    - ・多言語・やさしい日本語による利用案内
    - ・地域の子どもの親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
    - ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会
  - ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
    - ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
    - ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)
  - ・子どもの視点
    - ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
    - ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)
- 図書館の設置・運営及び資料の充実
  - ・図書館資料の計画的整備
  - ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
  - ・「望ましい基準」の見直しの検討
- 司書等の配置の促進

### IV 学校等

- 学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
  - ・多様な子どもたちの読書機会の確保
    - ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
    - ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
    - ・図書館、ボランティア等との連携(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)
  - ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
    - ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
    - ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
    - ・学校図書館図書情報のデータベース化
  - ・子どもの視点
    - ・子どもの意見聴取の機会の確保
    - ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画
- 学校図書館資料の計画的整備
  - ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
  - ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討
- 司書教諭、学校司書の配置の促進

### V 民間団体

- 民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
  - ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
  - ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
  - ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)
- 民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

4